令和４年度　第４回　御船町議会定例会（７月会議）　議案等説明資料

議案第１２号　　御船町地域防災計画の一部修正について

資料１　令和４年度御船町地域防災計画修正（案）の概要

資料２　令和４年度御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

資料１

令和４年度御船町地域防災計画修正（案）の概要

令和４年６月

総務課地域・防災係

【修正の要旨】

○　国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の修正を踏まえて、御船町の災害予防等の見直し等を中心に修正

【主な修正項目】

1　国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の修正反映

（１）避難所や災害対応における男女共同参画の推進

（２）避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

（３）災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

（４）外国人への防災知識の普及推進

2　御船町の災害予防等を踏まえた主な修正

内水対策の効果的な検討

１　国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の修正反映

（１）避難所や災害対応における男女共同参画の推進

○　県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを明記

○　市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止し、安全に配慮するよう努めることや警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の情報提供に努めることを明記

１　国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の修正反映

（２）避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

○　県及び市町村は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施に努めることを明記

○　県及び市町村は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じること及び自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有することを明記

１　国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の修正反映

（３）災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

○　県及び市町村は、既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めることを明記

○　市町村は、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所等の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができることを明記

１　国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の修正反映

（３）災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

○　市町村は、指定避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めることを明記

２　国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の修正反映

（４）外国人への防災知識の普及促進

○　県及び市町村は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市町村等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組むことや、災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、市町村職員の対応力向上を図ることを明記

２　御船町の災害予防等を踏まえた主な修正

内水対策の効果的な検討

○　近年の気候変動による集中豪雨の多発等に伴い、町中心部では豪雨時において一部水路で排水能力を超過した水が道路、民地に溢れる内水被害発生が発生している。

○　町は、昨今の全国的に頻発している豪雨の発生を踏まえ、早急に対策を検討するため、庁内関係課等の連携による情報共有を図りながら、豪雨時の効果的な内水対策を検討し、具体的な取り組みを進めていくことを明記

これまでの主な取組み【～令和２年度】

- ○　総合防災マップの見直し　【平成30年４月】
- ○　御船町地域防災計画の見直し【平成30年６月】
- ○　受援計画の策定　【平成31年３月】
- ○　熊本地震災害記録誌の作成　【平成31年３月】
- ○　防災行政無線の整備　【平成31年３月】
- ○　戸別受信機の無償貸出　【平成31年３月～】
- ○　業務継続計画の策定　【令和元年５月】
- ○　防災備蓄センターの整備　【令和元年12月】
- ○　備蓄品の導入　【令和２年４月～】
- ○　防災教育（御船高校）　【令和２年11月】
- ○　総合防災訓練の実施　【令和２年11月】

これまでの主な取組み【令和３年度】

（１）町の主な取組み

○	県町豪雨対応訓練の実施	【５月、２月】
○	御船町地域防災計画の見直し	【５月～７月】
○	避難所使用の協定締結（県茶業研究所）	【７月】
○	物資支援の協定締結（ナフコ、コストコ）	【７月、11月】
○	防災教育（滝尾小学校、御船高校）	【11月～12月】
○	地域防災力向上を目指した意見交換	【11月～12月】
○	防災士養成講座の開催	【２月】

（２）県の主な取組み

○	県アドバイザー派遣事業	【10月～３月】
○	地域防災リーダースキルアップ研修	【10月～11月】
○	防災講話の開催	【11月～12月】

これからの取組み

（1）新規事業

○　リアルハザードマップの設置

（2）継続事業

○　御船町地域防災計画の見直し
○　マイタイムラインの作成推進
○　地区防災計画の作成推進
○　災害協定の協議・締結
○　防災士の育成
○　備蓄品の導入
○　防災教育
○　防災訓練の企画・実施

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

資料２

※左欄の頁はR3 御船町地域防災計画の該当頁

<table>
<tr><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td>29</td><td>第１章　総　則
第８節　御船町の災害要因と被害状況
第２　地震の災害要因と被害状況
（略）
◆緑川断層帯の活断層位置
　地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、これらの活断層帯における地震発生確率は次の通りであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がＳランクと評価されており、特に注意が必要である。</td><td>第１章　総　則
第８節　御船町の災害要因と被害状況
第２　地震の災害要因と被害状況
（略）
◆緑川断層帯の活断層位置
　地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、これらの活断層帯における地震発生確率は次の通りであり、日奈久断層帯（八代区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がＳランクと評価されており、特に注意が必要である。</td><td>県地域防災計画の修正反映</td></tr>
<tr><td>59</td><td>第２章　防災組織計画
第１節　組織計画
第３　災害警戒本部（地震）
第４　災害対策本部
（略）
３　事務分掌
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>各班名</th><th>分掌事務</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>対策統括班</td><td>（略）
８　御船町議会災害対策会議との連絡調整及び情報共有に関する事項
９　自主防災組織との連絡調整及び情報共有に関する事項
10　他班に属さない事項、並びに本部長の指示に関する事項</td><td>総務課
議会事務局</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table></td><td>第２章　防災組織計画
第１節　組織計画
第３　災害警戒本部（地震）
第４　災害対策本部
（略）
３　事務分掌
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>各班名</th><th>分掌事務</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>対策統括班</td><td>（略）
８　議会との連絡調整及び情報提供に関する事項
（新規）
９　他班に属さない事項、並びに本部長の指示に関する事項</td><td>総務課
議会事務局</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table></td><td>町議会意見の修正反映</td></tr>
<tr><td>64</td><td>第２章　防災組織計画
第２節　職員配置計画
第２　職員の配置
１　災害発生の恐れがある場合の配置
（１）総務課長の指示による配置
（略）
⑤　災害発生の恐れのある注意報又は警報とは、暴風、大雨、洪水、大雪のいずれか１つ以上発表された場合とする。なお、注意報及び警報の定義は、第４章「災害応急対策計画」第３節「気象予警報等伝達計画」に定めるものとする。</td><td>第２章　防災組織計画
第２節　職員配置計画
第２　職員の配置
１　災害発生の恐れがある場合の配置
（１）総務課長の指示による配置
（略）
⑤　災害発生の恐れのある注意報又は警報とは、暴風、大雨、洪水、大雪のいずれか１つ以上発表された場合とする。なお、注意報及び警報の定義は、第４章「災害応急対策計画」第１節「気象予警報等伝達計画」に定めるものとする。</td><td>その他修正
（字句修正）
【総務課】</td></tr>
<tr><td>66</td><td>第７　職員の派遣
（略）
２　災害派遣手当
　災害時における職員の派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、総務大臣が定</td><td>第７　職員の派遣
（略）
２　災害派遣手当
　災害時における職員の派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示（昭</td><td>その他修正
（最新情報の反映）</td></tr>
</table>

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

<table>
<tr><td></td><td>める基準に従い、町の条例で定める額とする。</td><td>和 51 年 3 月自治省告示第 118 号）によるものとする。</td><td>【総務課】</td></tr>
<tr><td>69</td><td>第３章　災害予防計画
第２節　建築物等災害予防計画
第３　内水対策
近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、町中心部では、豪雨時において一部水路で排水能力を超過した水が道路、民地に溢れる内水被害が発生している。
町は、昨今の全国的に頻発している豪雨の発生を踏まえ、早急に対策を検討するため、庁内関係課等による情報共有を図りながら、豪雨時の効果的な内水対策を検討し、具体的な取り組みを進めていくものとする。</td><td>第３章　災害予防計画
第２節　建築物等災害予防計画
第３　内水氾濫対策
近年の気象変動による集中豪雨の多発や都市化の進展により雨水流量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設の整備を進めるものとする。</td><td>その他修正
（内水対策の反映）
【環境保全課】</td></tr>
<tr><td>73

74</td><td>第３節　火災予防計画
第２　消防の充実強化
２　本町消防力の現状

<table>
<tr><th rowspan="2">人　口
R4. 4. 1</th><th colspan="2">消防団</th><th colspan="2">現有ポンプ台数</th><th colspan="2">防火水槽及び消火栓数</th></tr>
<tr><th>分団数</th><th>団員数</th><th>積載車</th><th>可搬動力ポンプ</th><th>防火水槽</th><th>消火栓</th></tr>
<tr><td>16, 984</td><td>8</td><td>359</td><td>36</td><td>40</td><td>180</td><td>388</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">分団名</th><th rowspan="2">団員数</th><th colspan="2">ポンプ台数</th><th rowspan="2">防火水槽</th><th rowspan="2">消火栓</th></tr>
<tr><th>積載車</th><th>ポンプ</th></tr>
<tr><td>役　場</td><td>本　部</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>御　船</td><td>第１分団</td><td>70</td><td>5</td><td>5</td><td>26</td><td>80</td></tr>
<tr><td>滝　尾</td><td>第２分団</td><td>25</td><td>2</td><td>3</td><td>16</td><td>41</td></tr>
<tr><td>水　越</td><td></td><td>0</td><td>3</td><td>5</td><td>18</td><td>13</td></tr>
<tr><td>七　滝</td><td>第４分団</td><td>27</td><td>3</td><td>3</td><td>17</td><td>46</td></tr>
<tr><td>上　野</td><td>第５分団</td><td>38</td><td>5</td><td>5</td><td>25</td><td>36</td></tr>
<tr><td>田　代</td><td>第６分団</td><td>16</td><td>5</td><td>6</td><td>22</td><td>32</td></tr>
<tr><td>木　倉</td><td>第７分団</td><td>44</td><td>4</td><td>4</td><td>17</td><td>51</td></tr>
<tr><td>高　木</td><td>第８分団</td><td>46</td><td>4</td><td>4</td><td>15</td><td>41</td></tr>
<tr><td>小　坂</td><td>第９分団</td><td>66</td><td>4</td><td>4</td><td>24</td><td>48</td></tr>
<tr><td></td><td>女性消防隊</td><td>23</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>359</td><td>36</td><td>40</td><td>180</td><td>388</td></tr>
</table>

機能別団員の消防力　団員 117 名</td><td>第３節　火災予防計画
第２　消防の充実強化
２　本町消防力の現状

<table>
<tr><th rowspan="2">人　口
R3. 5. 1</th><th colspan="2">消防団</th><th colspan="2">現有ポンプ台数</th><th colspan="2">防火水槽及び消火栓数</th></tr>
<tr><th>分団数</th><th>団員数</th><th>積載車</th><th>可搬動力ポンプ</th><th>防火水槽</th><th>消火栓</th></tr>
<tr><td>16, 943</td><td>8</td><td>371</td><td>36</td><td>40</td><td>180</td><td>388</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">分団名</th><th rowspan="2">団員数</th><th colspan="2">ポンプ台数</th><th rowspan="2">防火水槽</th><th rowspan="2">消火栓</th></tr>
<tr><th>積載車</th><th>ポンプ</th></tr>
<tr><td>役　場</td><td>本　部</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>御　船</td><td>第１分団</td><td>70</td><td>5</td><td>5</td><td>26</td><td>80</td></tr>
<tr><td>滝　尾</td><td>第２分団</td><td>25</td><td>2</td><td>3</td><td>16</td><td>41</td></tr>
<tr><td>水　越</td><td></td><td>0</td><td>3</td><td>5</td><td>18</td><td>13</td></tr>
<tr><td>七　滝</td><td>第４分団</td><td>28</td><td>3</td><td>3</td><td>17</td><td>46</td></tr>
<tr><td>上　野</td><td>第５分団</td><td>40</td><td>5</td><td>5</td><td>25</td><td>36</td></tr>
<tr><td>田　代</td><td>第６分団</td><td>17</td><td>5</td><td>6</td><td>22</td><td>32</td></tr>
<tr><td>木　倉</td><td>第７分団</td><td>44</td><td>4</td><td>4</td><td>17</td><td>51</td></tr>
<tr><td>高　木</td><td>第８分団</td><td>47</td><td>4</td><td>4</td><td>15</td><td>41</td></tr>
<tr><td>小　坂</td><td>第９分団</td><td>73</td><td>4</td><td>4</td><td>24</td><td>48</td></tr>
<tr><td></td><td>女性消防隊</td><td>23</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>371</td><td>36</td><td>40</td><td>180</td><td>388</td></tr>
</table>

機能別団員の消防力　団員 120 名</td><td>その他修正
（時点修正）
【総務課】</td></tr>
</table>

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

82

第７節　防災業務施設整備計画

第１　水防施設

（略）

所轄別		御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町
番号		1	2	3	4	5	6	7	8
倉庫名		田畑	東上野	茶屋本	津ヶ峰	玉来	落合	一丁目	小坂
所在地		大字水越	大字七滝	大字上野	大字田代	大字田代	大字木倉	大字御船	大字陣
実資材	蛸木	1	1	1					
	掛矢	2	2	2	2	2	3	2	2
	ナタ	2	2	2	2	2	5	2	2
	鋸	2	2	10	2	2	2	2	2
	鎌	2	2	5	2	2	30	2	5
	スコップ	10	8	20	5	5	40	10	10
	ツルハシ	2	2	2	2	2	20	5	5
	（削除）								
	一輪車	1	1	1	1	1	10	1	1
	（削除）								
	照明器						2		
	（削除）								
	（削除）								
	ハンマー	3	3	3	3	3	3	2	3
	鍬	2	2	2	2	2	8	2	2
	（削除）								
	（削除）								
	（削除）								
	番線カッター	1	1	1	1	1	2	1	1
	（削除）								
	かます			50					
	布袋類	50	50	50	50	50	600		
	（削除）								
	どのう袋	400	400	400	400	400	500	200	200
	（削除）								
	杭木	50	50	80	50	50	100		100
	鉄線ｋｇ	120	120	120	60	60	300		125
	（削除）								
	（削除）								
	縄巻	2	2	2	2	2	6	2	2
	（削除）								
	シート	5	5	5	5	5	50	3	5
	（削除）								
	（削除）								
	（削除）								
	（削除）								
	油流出処理剤						75ｋｇ		
	油吸着剤						100ｋｇ		
	オイルフェンスマット						5m		

83

第７節　防災業務施設整備計画

第１　水防施設

（略）

所轄別		御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	（新規）
番号		1	2	3	4	5	6	7	（新規）
倉庫名		田畑	東上野	茶屋本	津ヶ峰	玉来	落合	１丁目	（新規）
所在地		大字水越	大字七滝	大字上野	大字田代	大字田代	大字木倉	大字御船	（新規）
実資材	蛸木	1	1	1					
	掛矢	2	2	2	2	2	3	（新規）	（新規）
	ナタ	2	2	2	2	2	5	2	（新規）
	鋸	2	2	10	2	2	2	2	（新規）
	鎌	2	2	5	2	2	30	（新規）	（新規）
	スコップ	10	8	20	5	5	40	10	（新規）
	ツルハシ	2	2	2	2	2	20	5	（新規）
	担棒								
	一輪車	1	1	1	1	1	10	1	（新規）
	旗								
	照明器						2		
	ベンチ								
	斧								
	ハンマー	3	3	3	3	3	3	2	（新規）
	鍬	2	2	2	2	2	8	2	（新規）
	金槌								
	ジョレン								
	スパナ								
	番線カッター	1	1	1	1	1	2	1	（新規）
	俵								
	かます			50					
	布袋類	50	50	50	50	50	600		
	むしろ								
	どのう袋	400	400	400	400	400	500	200	（新規）
	竹								
	杭木	50	50	80	50	50	100		（新規）
	鉄線ｋｇ	120	120	120	60	60	300		（新規）
	釘								
	畳								
	縄巻	2	2	2	2	2	6	2	（新規）
	板類								
	シート	5	5	5	5	5	50	3	（新規）
	かすがい								
	蛇籠								
	その他								
	クリッパー								
	油流出処理剤						75ｋｇ		
	油吸着剤						100ｋｇ		
	オイルフェンスマット						5m		

その他修正
（時点修正）
【建設課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

91	第９節　自主防災組織育成計画 第４　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 （略） また、町は、御船町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、御船町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。 なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。 また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。	第９節　自主防災組織育成計画 第４　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 （略） また、町は、御船町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、御船町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。 （新規）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
93 94	第 10 節　防災知識普及計画 第３　住民に対する防災知識の普及 町及び県は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識及び普及徹底を図るものとする。 （略） ２　普及の方法 （略） （３）防災訓練等における普及 （略） また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。 （略） 第４　学校教育における防災知識の普及 町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 （略） 第６　事業所の防災対策の促進 （略） ４　要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認 （略）	第 10 節　防災知識普及計画 第３　住民に対する防災知識の普及 町及び県は、「自らの身の安全は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 （略） ２　普及の方法 （略） （３）防災訓練等における普及 （略） （新規） （略） 第４　学校教育における防災知識の普及 町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 （略） 第６　事業所の防災対策の促進 （略） ４　要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認 （略）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

96	また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。 第７　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 町及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 第８　外国人に対する防災知識の普及 （略） 加えて、外国人住民が平時から防災意識を学ぶことができるよう、町等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするために町職員の対応力向上を図るものとする。 第９　防災相談 （略）	（新規） （新規） （新規） 第７　外国人に対する防災知識の普及 （略） （新規） 第８　防災相談 （略）	県地域防災計画の修正反映
97	第 10　防災知識の普及の時期 （略） 第 11　災害記録の保存と災害の教訓の伝承等 （略）	第９　防災知識の普及の時期 （略） 第 10　災害記録の保存と災害の教訓の伝承等 （略）	
100	第 11 節　防災訓練計画 （略） 第７　訓練の時期・場所等 ３　訓練の実施・指導等 町及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	第 11 節　防災訓練計画 （略） 第７　訓練の時期・場所等 ３　訓練の実施・指導等 町及び県は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 （新規）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
101	第 12 節　避難収容計画 第１　緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 １　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（資料３－４参照） 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場	第 12 節　避難収容計画 第１　緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 １　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（資料３－４参照） 町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害の恐れのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとす	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

	所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 　また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 　平成 28 年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、町は、指定の見直しを行うものとする。 （略） 　さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトを検討して動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務課と健康づくり保険課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。 　また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 （略）	る。 （新規） 　また、平成 28 年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、町は、指定の見直しを行うものとする。 （略） 　さらに、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （新規） （略）	
102	３　避難所の環境整備等（資料３-10 参照） （略） 　また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。 （略）	３　避難所の環境整備等（資料３-10 参照） （略） 　また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。 （略）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
104	第３　避難誘導の事前措置 ４　広域避難及び被災者の運送 　町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 　また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 （略）	第３　避難誘導の事前措置 ４　広域避難及び被災者の運送 　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。 　また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 （略）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
105	第５　避難所運営マニュアルの作成等 　町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子どもの居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・	第５　避難所運営マニュアルの作成等 　町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあら	県地域防災計画の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

	巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 　さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。 　この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 　特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 （略） 第７　避難所におけるボランティア等の受入れ 　町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平常時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。	かじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 （新規） （略） 第７　避難所におけるボランティア等の受入れ 　町及び県は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平常時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映 その他修正 （字句修正） 【福祉課】
	第 13 節　避難行動要支援者等支援計画 第１　避難行動要支援者等支援体制の整備 （略） ２　避難行動要支援者名簿の作成 （略） （４）名簿に掲載する個人情報の入手 　町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。 （略）	第 13 節　避難行動要支援者等支援計画 第１　避難行動要支援者等支援体制の整備 （略） ２　避難行動要支援者名簿の作成 （略） （４）名簿に掲載する個人情報の入手 　町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。 （略）	
111	５　福祉避難所を含めた避難所の確保 （略） 　なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルを作成して、関係者の研修・訓練を実施するものとする。 　さらに、町は、福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 （略）	５　福祉避難所を含めた避難所の確保 （略） （新規） （略）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
112	第２　避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 １　避難支援計画の策定 （略） 　個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるも	第２　避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 １　避難支援計画の策定 （略） 　個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。	県地域防災計画の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

113	のとする。 （略） ３　避難行動要支援者情報の取扱い 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区長など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。 （略） さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 ４　地区防災計画との整合 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努めるものとする。 また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。	（略） ３　避難行動要支援者情報の取扱い 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区長など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。 （略） さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。 ４　（新規） （新規）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映 国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
114	第 14 節　医療保健計画 （略） 第２　災害時における医療救護体制の整備 １　体制整備の基本的考え方 （略） （４）町は、熊本県災害時保健活動マニュアル、上益城地域における感染症・食中毒対策手順書、御船町災害時アクションカード等を元に、災害時の保健医療活動体制の整備に努める。	第 14 節　医療保健計画 （略） 第２　災害時における医療救護体制の整備 １　体制整備の基本的考え方 （略） （４）町は、熊本県災害時保険活動マニュアル、上益城地域における感染症・食中毒対策手順書、御船町災害時アクションカード等を元に、災害時の保健医療活動体制の整備に努める。	その他修正 （字句修正） 【総務課】
119 120	第 15 節　災害ボランティア計画 第３　災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 １　養成と登録 ＮＰＯ等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、町内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。 また、町社協及び県社協は、町や県の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。 （略） ２　体制整備 ［参考］県による専門ボランティア登録制度（令和 3 年 12 月 31 日現在）	第 15 節　災害ボランティア計画 第３　災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 １　養成と登録 ＮＰＯ等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。 また、県社協及び町社協は、町や県の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。 （略） ２　体制整備 ［参考］県による専門ボランティア登録制度（令和 2 年 12 月 31 日現在）	その他修正 （字句修正） 【福祉課】 県地域防災計

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

<table>
<tr><td></td><td>（略）
<table><tr><td></td><td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td><td>砂防ボランティア登録制度</td><td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td></tr><tr><td>登録制度開始時期</td><td>平成８年５月</td><td>平成９年７月</td><td>平成10年３月</td></tr><tr><td>登録資格</td><td>建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等（建築職）で講習受講者</td><td>なし
（斜面判定士資格を所有することが望ましい。）</td><td>地方公共団体等の職員や１級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者</td></tr><tr><td>登録者数</td><td>1,654人</td><td>161人</td><td>943人</td></tr><tr><td>研修の内容</td><td>随時講習会及び実地訓練を実施</td><td>年一回講習会及び現地研修会を開催</td><td>随時講習会実施</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>地震による被災建築物の危険度の判定</td><td>砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所の点検、砂防施設の点検</td><td>地震等により被災した宅地の危険度判定</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>熊本県砂防ボランティア協会（任意団体）を作っている</td><td></td></tr></table>（略）</td><td>（略）
<table><tr><td></td><td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td><td>砂防ボランティア登録制度</td><td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td></tr><tr><td>登録制度開始時期</td><td>平成８年５月</td><td>平成９年７月</td><td>平成10年３月</td></tr><tr><td>登録資格</td><td>一級、二級、木造建築士、行政職員（建築職）で講習受講者</td><td>なし
（斜面判定士資格を所有することが望ましい。）</td><td>地方公共団体等の職員や１級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者</td></tr><tr><td>登録者数</td><td>1,600人</td><td>161人</td><td>943人</td></tr><tr><td>研修の内容</td><td>随時講習会及び実地訓練を実施</td><td>年一回講習会及び現地研修会を開催</td><td>随時講習会実施</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>地震による被災建築物の危険度の判定</td><td>砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所の点検、砂防施設の点検</td><td>地震等により被災した宅地の危険度判定</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>熊本県砂防ボランティア協会（任意団体）を作っている</td><td></td></tr></table>（略）</td><td>画の修正反映</td></tr>
<tr><td>124</td><td>第18節　公共施設等災害予防計画
第１　下水道
（略）
（２）処理場、ポンプ場
（略）
また、豪雨時において、施設が浸水により機能停止しないよう、止水板の設置や機器の設置場所の嵩上げ等、耐水化を進める。</td><td>第18節　公共施設等災害予防計画
第１　下水道
（略）
（２）処理場、ポンプ場
（略）
また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止となることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。</td><td>その他修正
（下水道施設耐水化計画の反映）
【環境保全課】</td></tr>
<tr><td>129</td><td>第４章　災害応急対策計画
第１節　応援要請計画
（略）
災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</td><td>第４章　災害応急対策計画
第１節　応援要請計画
（略）
災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</td><td>国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映</td></tr>
<tr><td>131</td><td>第２節　自衛隊災害派遣要請計画
第３　災害派遣要請先</td><td>第２節　自衛隊災害派遣要請計画
第３　災害派遣要請先</td><td></td></tr>
</table>

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

<table>
<tr><td></td><td>（略）
 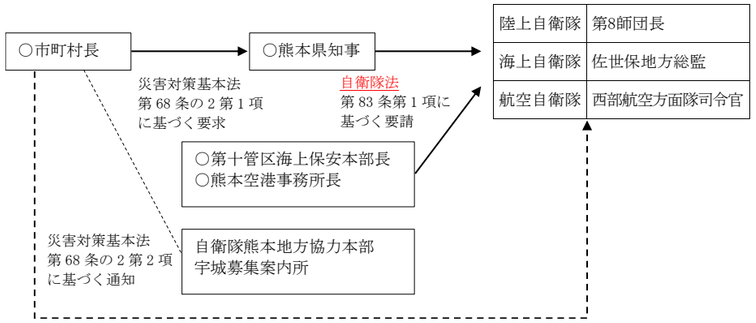
</td><td>（略）
 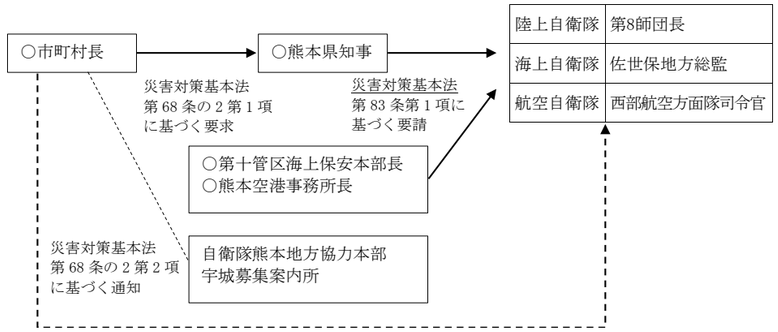
</td><td>その他修正
（字句修正）
【総務課】</td></tr>
<tr><td>137

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

<table>
<tr><td></td><td>（削除）</td><td>５　土砂災害危険度情報
土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、熊本県が任意で発表するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。</td><td>画の修正反映</td></tr>
<tr><td>156

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

178	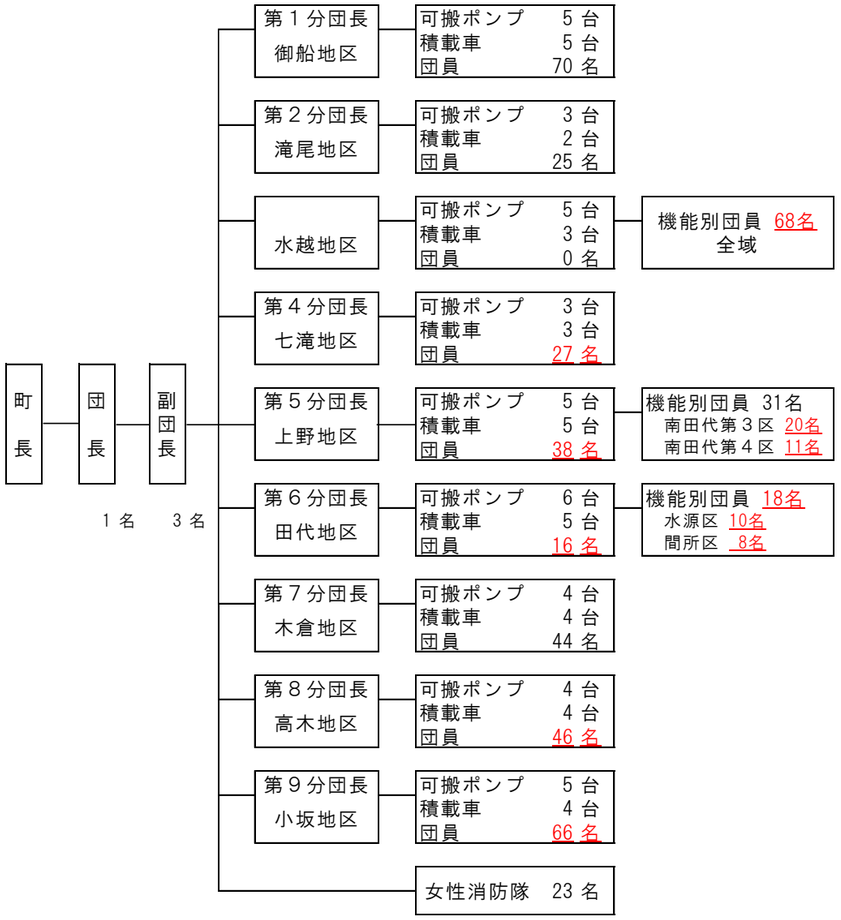 （略） ２　消防団の活動 （略） （３）女性消防隊 女性消防隊は、令和２年１月に災害時の支援活動を目的として結成された。災害発生時には各分団からの情報伝達や情報収集、本部での状況整理、各分団への情報伝達及び物資支給の支援等を行う。今後は、実践的な訓練を行うとともに、子ども達への防災教育等の役割を担うものとする。 （４）活動要領 （略）	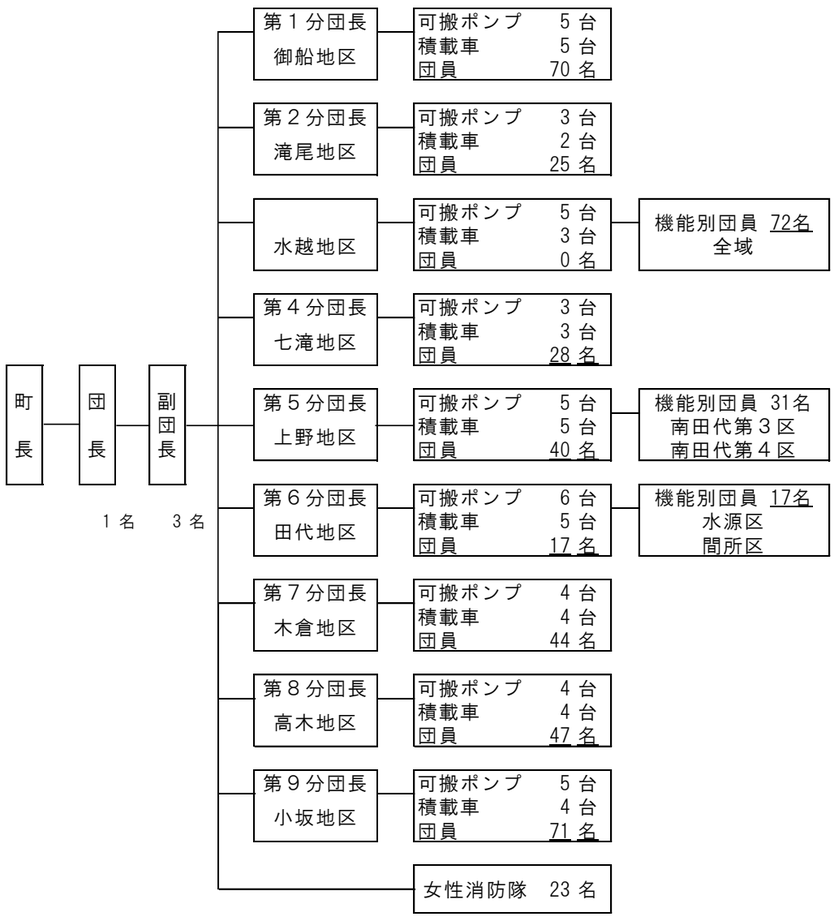 （略） ２　消防団の活動 （略） （３）　（新規） （３）活動要領 （略）	町議会意見の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

180	第 10 節　避難収容対策計画 第１　実施責任者 （略） なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等の者に対して、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。 （略）	第 10 節　避難収容対策計画 第１　実施責任者 （略） なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。 （略）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
186	第５　避難の誘導 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 （略）	第５　避難の誘導 避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。 （略）	
187	第６　指定緊急避難場所及び指定避難所 （略）	第６　指定緊急避難場所及び指定避難所 （略）	

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

188

◆指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別（※） 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
御船	1	スポーツセンター		木倉1176-1	1609	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	2	カルチャーセンター（福祉避難所兼）		木倉1168	747	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	3	御船小学校	校舎	滝川3	864	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		327	○	○	○	●	
	4	御船中学校	校舎	辺田見55	1066	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		538	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	5	御船町商工会		御船923	70	×	○	○		
	6	御船分館		御船851-7-2	75	×	○	×		
	7	御船昭和保育園		御船779	208	△	○	○		洪水の場合2階以上
	8	(有)ホンダ介護サービスセンター		御船820	70	×	○	○	●	状況により使用不可
	9	町民憩いの家		御船726	74	×	○	○	●	状況により使用不可
	10	上益城消防署		辺田見169	700	○	○	○	●	
	11	ふれあい広場		辺田見100	―	×	○	○		
	12	(仮称)今城防災公園		滝川	―	×	○	○		
滝尾	13	滝尾小学校	校舎	滝尾934-1	411	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	×	×	△	●	状況により使用不可
	14	滝尾分館		滝尾1025-1	31	△	×	×		状況により使用不可
	15	滝尾幼稚園		滝尾6257-9	48	○	○	○		
	16	熊本県農業研究センター茶業研究所		滝尾5450	53	○	○	○	●	
水越	17	水越社会教育センター（旧水越小学校）	校舎	水越2449	432	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	18	水越分館		水越4152-3	31	○	○	×		
七滝	19	七滝社会教育センター（旧七滝小学校）	（削除）	七滝2555-2	―	―	―	―	―	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	20	七滝分館		七滝2602-4	31	○	○	×	●	
上野	21	七滝中央小学校	校舎	上野1500	448	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
	22	上野保育園		上野1519-2	100	○	○	○		
	23	上野分館		上野2226	95	○	○	○	●	
	24	南田代公民館		上野	18	○	○	×		

◆指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
御船	1	スポーツセンター		木倉1176-1	1609	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	2	カルチャーセンター（福祉避難所兼）		木倉1168	747	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	3	御船小学校	校舎	滝川3	864	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		327	○	○	○	●	
	4	御船中学校	校舎	辺田見55	1066	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		538	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	5	御船町商工会		御船923	70	×	○	○		
	6	御船分館		御船851-7-2	75	×	○	×		
	7	御船昭和保育園		御船779	208	△	○	○		洪水の場合2階以上
	8	(有)ホンダ介護サービスセンター		御船820	70	×	○	○	●	状況により使用不可
	9	町民憩いの家		御船726	74	×	○	○	●	状況により使用不可
	10	上益城消防署		辺田見169	700	○	○	○	●	
	11	ふれあい広場		辺田見	―	×	○	○		
		（新規）								
滝尾	12	滝尾小学校	校舎	滝尾934-1	411	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	×	×	△	●	状況により使用不可
	13	滝尾分館		滝尾1025-1	31	△	×	×		状況により使用不可
	14	滝尾幼稚園		滝尾6257-9	48	○	○	○		
		（新規）								
水越	15	水越社会教育センター（旧水越小学校）	校舎	水越2449	432	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	16	水越分館		水越4152-3	31	○	○	×		
七滝	17	七滝社会教育センター（旧七滝小学校）	校舎	七滝2555-2	355	○	○	×	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	18	七滝分館		七滝2602-4	31	○	○	×		
上野	19	七滝中央小学校	校舎	上野1500	448	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
	20	上野保育園		上野1541-1	100	○	○	○		
	21	上野分館		上野2226	95	○	○	○	●	
	22	南田代公民館		上野	18	○	○	×		

その他修正
（最新情報の反映）
【総務課、社会教育課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別（※） 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
田代東部	25	田代東部社会教育センター（旧田代東部小学校）	（削除）	田代4984	―	―	―	―	―	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		150	○	○	○	●	
	26	緑の村（管理棟）		田代8405-24	100	○	○	○	●	
	27	田代東部分館		上野5191-3	35	○	○	○	●	
田代西部	28	第二明星学園田代西部福祉センター（旧田代西部小学校）	校舎	田代1842-4		○	×	×	●	
			運動場			-	-	○		
			体育館		280	○	×	×	●	
	29	北田代分館		田代1032-3	35	○	○	○	●	
木倉	30	木倉小学校	校舎	木倉954	370	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		102	○	○	○	●	
	31	御船高等学校	校舎	木倉1253	1400	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		510	○	○	○	●	
	32	木倉分館		木倉812-1	29	○	○	×		
	33	若葉保育園		木倉1416	150	○	○	○		
高木	34	高木小学校	校舎	高木1633	453	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
小坂	35	小坂小学校	校舎	小坂2193-2	589	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		300	○	○	○	●	
	36	小坂分館		陣2016-2	36	○	○	×		
	37	陣多目的集会所		陣1966-3	37	○	○	×		
	38	ぎんなん幼愛園		陣1234	128	○	○	×		

この一覧に示している施設は、すべて指定緊急避難場所（予定を含む）に指定
（※）○:使用可、×:使用不可、△:条件付き使用可

189

第７　避難所の開設及び収容

１　避難所の安全性の確認及び速やかな避難所開設

（略）

（削除）

（略）

３　収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用し

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
田代東部	23	田代東部社会教育センター（旧田代東部小学校）	校舎	田代4984	294	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		150	○	○	○	●	
	24	緑の村（管理棟）		田代8405-24	100	○	○	○	●	
	25	田代東部分館		上野5191-3	35	○	○	○		
田代西部	26	第二明星学園田代西部福祉センター（旧田代西部小学校）	校舎	田代1842-4		○	×	×	●	
			運動場			-	-	○		
			体育館		280	○	×	×	●	
	27	北田代分館		田代1032-3	35	○	○	○		
木倉	28	木倉小学校	校舎	木倉954	370	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		102	○	○	○	●	
	29	御船高等学校	校舎	木倉1253	1400	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		510	○	○	○	●	
	30	木倉分館		木倉812-1	29	○	○	×		
	31	若葉保育園		木倉1416	150	○	○	○		
高木	32	高木小学校	校舎	高木1633	453	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
小坂	33	小坂小学校	校舎	小坂2193-2	589	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		300	○	○	○	●	
	34	小坂分館		陣2016-2	36	○	○	×		
	35	陣多目的集会所		陣1966-3	37	○	○	×		
	36	ぎんなん幼愛園		陣1234	128	○	○	×		

この一覧に示している施設は、すべて指定緊急避難場所に指定
（○:使用可、×:使用不可、△:条件付き使用可）

第７　避難所の開設及び収容

１　避難所の安全性の確認及び速やかな避難所開設

（略）

また、新型コロナウイルス感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（略）

３　収容施設等

（新規）

県地域防災計画の修正反映

国防災基本計画及び県地域防災計画の修

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

	て周知するよう努めるものとする。 　また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。		正反映
	避難所は、学校、公民館等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらがない場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。	避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらがない場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。	その他修正 （字句修正） 【福祉課】
	（略）	（略）	
190	７　避難所の管理運営	７　避難所の管理運営	
	（略）	（略）	
	（２）町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	（２）町は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
	（３）自主防災組織は、町職員が行政にしかできない災害対応業務に注力できるように、地区内の避難所における積極的な管理運営に努めるものとする。	（３）　（新規）	町議会意見の修正反映
	（４）　（略）	（３）　（略）	
	（５）　（略）	（４）　（略）	
	（６）　（略）	（５）　（略）	
191	（７）町及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、町総務課と町健康づくり保険課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、町健康づくり保険課は、町総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。	なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、町総務課と町健康づくり保険課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
	（８）町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。	（６）町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	
	（略）	（略）	
	（９）町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。 　また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	（新規）	

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

	（10）　（略） （11）　（略） （12）　（略） （13）　（略） （14）　（略） （15）　（略） （16）　（略） （17）　（略） （略） 第 11　広域避難 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 町、県及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。	（7）　（略） （8）　（略） （9）　（略） （10）　（略） （11）　（略） （12）　（略） （13）　（略） （14）　（略） （略） （新規）	
193 194	第 12　防火対象物等における避難対策等 （略） 1　実施方法（教育委員会及びこども未来課） （１）教育長及びこども未来課長は、災害の種別、程度を速やかに各関係学校長、各関係保育園長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。 （２）学校長・保育園長は、教育長及びこども未来課長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、速やかに児童･園児を安全な場所に避難させるものとする。 （３）児童・園児が管理外にある場合は、教育長及びこども未来課長は、状況を判断して臨時休校、救援等の措置を講ずるものとする。 2　実施要領 （１）教育長及びこども未来課長の避難の指示等は、教育長及びこども未来課長は、状況を判断して臨時休校、休園等の措置を講ずるものとする。 （２）教育長及びこども未来課長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害の発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている施設から順次指示するものとする。	第 11　防火対象物等における避難対策等 （略） 1　実施方法（教育委員会及び福祉課） （１）教育長及び福祉課長は、災害の種別、程度を速やかに各関係学校長、各関係保育園長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。 （２）学校長・保育園長は、教育長及び福祉課長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、速やかに児童･園児を安全な場所に避難させるものとする。 （３）児童・園児が管理外にある場合は、教育長及び福祉課長は、状況を判断して臨時休校、救援等の措置を講ずるものとする。 2　実施要領 （１）教育長及び福祉課長の避難の指示等は、教育長及び福祉課長は、状況を判断して臨時休校、休園等の措置を講ずるものとする。 （２）教育長及び福祉課長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害の発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている施設から順次指示するものとする。	その他修正 （最新情報の反映） 【こども未来課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

195	（略） ３　留意事項 （１）教育長及びこども未来課長は各関係学校、各関係保育園への連絡及び通報は、迅速かつ適確に行うよう、平素から連絡網を整備しておくものとする。 （略） 第 13　広域一時滞在 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。 第 14　被災者等への的確な情報活動関係 （略）	（略） ３　留意事項 （１）教育長及び福祉課長は各関係学校、各関係保育園への連絡及び通報は、迅速かつ適確に行うよう、平素から連絡網を整備しておくものとする。 （略） 第 12　広域一時滞在 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。 第 13　被災者等への的確な情報活動関係 （略）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
215	第 17 節　生活必需品等供給計画 第３　生活必需品の円滑な提供 町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 （略）	第 17 節　生活必需品等供給計画 第３　生活必需品の円滑な提供 町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとし、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 （略）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
218	第 19 節　住宅応急対策計画 第２　応急仮設住宅の供与 ２　賃貸型応急住宅 町及び県は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平常時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。	第 19 節　住宅応急対策計画 第２　応急仮設住宅の供与 ２　賃貸型応急住宅 町及び県は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平常時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映
219	第 20 節　建築物・宅地等応急対策計画 第２　被災宅地への対応 （１）町及び県は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。 （２）町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。	第 20 節　建築物・宅地等応急対策計画 第２　被災宅地への対応 町及び県は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。 （新規）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

第 32 節　ダム等管理計画

第１　現況

（略）

番号	名称	所在地（嘱託区名）	管理団体	築造年月	受益面積	貯水量	堤長	堤高	溜池付属施設			備考
					ha	t	m	m	余水吐	斜樋	底樋	
	（略）											
4	仏生溜池	御船町大字 高木　（高山）	高山水利組合	不明	8	20,000	36	7.3	○	○	○	
5	亀山溜池	御船町大字 高木　（高山）	高山水利組合	不明	5	15,000	31	5.5	○	○	○	
	（略）											
9	下中原溜池	御船町大字 高木　（上高野）	上高野水利組合	不明	1	3,000	34	4.4	○	○	○	（削除）
10	中原溜池	御船町大字 高木　（上高野）	上高野水利組合	不明	0.5	7,000	80	4.7	○	○	○	
	（略）											
14	たつぐえ溜池	御船町大字 木倉　（北木倉）	北木倉区	不明	2.5	3,000	29	7.1	○	／	○	立樋
15	観音院溜池	御船町大字 木倉　（南木倉）	木倉土地改良区	不明	0.5	4,000	30	3.7	○	○	○	
16	上辺田見溜池	御船町大字 辺田見　（上辺田見）	上辺田見・南木倉	不明	0.5	1,000	29	3.8	○	／	○	立樋
	（略）											
20	滝川溜池	御船町大字 滝川　（牛ヶ瀬１区）	牛ヶ瀬１	不明	0.9	21,000	155	7.1	○	○	○	
	（略）											
22	白岩溜池	御船町大字 御船　（瓜山）	瓜山水利組合	不明	0.5	5,000	23	3.4	○	○	○	
23	平原溜池１	御船町大字 辺田見　（下辺田見）	下辺田見水利組合	不明	0.8	2,000	34	4.6	○	○	○	
	（略）											
25	玉虫溜池	御船町大字 滝尾　（玉虫）	玉虫区	不明	2.6	6,000	30	5	○	○	○	
	（略）											

（略）

第３　管理方法

（略）

２　えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池

（略）

さらに、下流の住宅等に被害が発生することが想定されるため池については、県と連携の上、ハザードマップの作成を進めるなど、警戒態勢の構築に努めるものとする。

なお、大雨特別警報が発表された後においては、管理者が「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」により点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

（略）

第 32 節　ダム等管理計画

第１　現況

（略）

番号	名称	所在地（嘱託区名）	管理団体	築造年月	受益面積	貯水量	堤長	堤高	溜池付属施設			備考
					ha	t	m	m	余水吐	斜樋	底樋	
	（略）											
4	仏生溜池	御船町大字 高木　（高山）	高山水利組合	不明	8	20,000	30	10	○	○	○	
5	亀山溜池	御船町大字 高木　（高山）	高山水利組合	不明	5	20,000	30	5	○	○	○	
	（略）											
9	下中原溜池	御船町大字 高木　（上高野）	上高野水利組合	不明	1	3,000	50	8	○	／	○	立樋
10	中原溜池	御船町大字 高木　（上高野）	上高野水利組合	不明	0.5	7,000	80	10	○	○	○	
	（略）											
14	たつぐえ溜池	御船町大字 木倉　（北木倉）	北木倉区	不明	2.5	3,000	20	7	○	／	○	立樋
15	観音院溜池	御船町大字 木倉　（南木倉）	木倉土地改良区	不明	0.5	4,000	30	5	○	○	○	
16	上辺田見溜池	御船町大字 辺田見　（上辺田見）	上辺田見・南木倉	不明	0.5	1,000	0	5	○	／	○	立樋
	（略）											
20	滝川溜池	御船町大字 滝川　（牛ヶ瀬１区）	牛ヶ瀬１	不明	0.9	21,000	120	5	○	○	○	
	（略）											
22	白岩溜池	御船町大字 御船　（瓜山）	瓜山水利組合	不明	0.5	5,000	25	5	／	○	○	
23	平原溜池１	御船町大字 辺田見　（下辺田見）	下辺田見水利組合	不明	0.8	2,000	30	5	○	○	○	
	（略）											
25	玉虫溜池	御船町大字 滝尾　（玉虫）	玉虫区	不明	2.6	5,600	30	5	○	○	○	
	（略）											

（略）

第３　管理方法

（略）

２　えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池

（略）

さらに、下流の住宅等に被害が発生することが想定されるため池については、県と連携の上、ハザードマップの作成を進めるなど、警戒態勢の構築に努めるものとする。

（新規）

（略）

その他（最新情報の反映）【農業振興課】

県地域防災計画の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

<table>
<tr><td>255</td><td>第５章　災害復旧・復興計画
第２節　公共土木施設災害復旧計画
第３　対象事業
（略）
<table><tr><td>1</td><td>河川</td><td>河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。</td></tr><tr><td>2</td><td>海岸</td><td>国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設</td></tr><tr><td>3</td><td>砂防設備</td><td>砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸</td></tr><tr><td>4</td><td>林地荒廃防止施設</td><td>山林砂防施設又は海岸砂防施設</td></tr><tr><td>5</td><td>地すべり防止施設</td><td>地すべり防止等法第２条第３項に規定する地すべり防止施設</td></tr><tr><td>6</td><td>急傾斜地崩壊防止施設</td><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設</td></tr><tr><td>7</td><td>道路</td><td>道路法第２条第１項に規定する道路</td></tr><tr><td>8</td><td>港湾</td><td>港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第55条の３の２第１項に規定する港湾広域防災施設</td></tr><tr><td>9</td><td>漁港</td><td>漁港漁場整備法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設</td></tr><tr><td>10</td><td>下水道</td><td>下水道法第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５項に規定する都市下水路</td></tr><tr><td>11</td><td>公園</td><td>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第２条第２号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</td></tr><tr><td></td><td>（削除）</td><td></td></tr></table></td><td>第５章　災害復旧・復興計画
第２節　公共土木施設災害復旧計画
第３　対象事業
（略）
<table><tr><td>1</td><td>河川</td><td>河川法第３条による施設等</td></tr><tr><td>2</td><td>海岸</td><td>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設</td></tr><tr><td>3</td><td>砂防設備</td><td>砂防法第１条又は同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸</td></tr><tr><td>4</td><td>林地荒廃防止施設</td><td>山林砂防施設又は海岸砂防施設</td></tr><tr><td>5</td><td>地すべり防止施設</td><td>地すべり防止等法第２条第３項に規定する地すべり防止施設</td></tr><tr><td>6</td><td>急傾斜地崩壊防止施設</td><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設</td></tr><tr><td>7</td><td>道路</td><td>道路法第２条第１項に規定する道路</td></tr><tr><td>8</td><td>港湾</td><td>港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋め立て護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設</td></tr><tr><td>9</td><td>漁港</td><td>漁港漁場整備法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設</td></tr><tr><td>10</td><td>下水道</td><td>下水道法第２条３、４、５号に規定する施設</td></tr><tr><td>11</td><td>公園</td><td>都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第２条第２号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</td></tr><tr><td>12</td><td>集落排水施設</td><td>農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設及び漁港村環境整備事業で整備した漁業集落排水施設</td></tr></table></td><td>県地域防災計画の修正反映</td></tr>
<tr><td>261</td><td>第５節　被災者自立支援対策計画
第１　被災者に対する生活支援等
町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
（略）</td><td>第５節　被災者自立支援対策計画
第１　被災者に対する生活支援等
町は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。
（略）</td><td>国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映</td></tr>
<tr><td>262</td><td>第３　り災証明書の発行
１　被害認定基準
災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害の被害認定基準について（令</td><td>第３　り災証明書の発行
１　被害認定基準
災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害の被害認定基準について</td><td>その他修正</td></tr>
</table>

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

263

和３年６月24日付府政防第670号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和３年３月　内閣府）を基とした区分とする。

◆災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	（略）
大規模半壊	（略）
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

（略）

◆災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	（略）
半壊	前述表と同様（ただし、損害割合は20%以上50%未満のものとする。）
一部破損	（略）
床上浸水	（略）
床下浸水	（略）

264

２　早期交付のための体制確立

（略）

◆他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	（略）	（略）	住家に係るり災証明書の交付
実施主体	（略）	（略）	市町村
調査員	（略）	（略）	主に行政職員（り災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	（略）	（略）	住家の損害割合（経済的被害の割合）
判定結果	（略）	（略）	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	（略）	（略）	り災証明書に判定結果を記載

266

３　り災証明書の発行

（略）

（２）被害認定調査の実施

（平成13年６月28日付府政防第518号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和２年３月　内閣府）を基とした区分とする。

◆災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	（略）
大規模半壊	（略）
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。

（略）

◆災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	（略）
半壊	前述表と同様
一部破損	（略）
床上浸水	（略）
床下浸水	（略）

２　早期交付のための体制確立

（略）

◆他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	（略）	（略）	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	（略）	（略）	市町村
調査員	（略）	（略）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	（略）	（略）	住家の損害割合（経済的被害の割合）
判定結果	（略）	（略）	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	（略）	（略）	り災証明書に判定結果を記載

り災証明書の発行

（略）

（２）被害認定調査の実施

（最新情報の反映及び字句修正）
【町民税務課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

	被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は１班２人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和３年３月 内閣府）等を基に調査を実施するものとする。 （略） ５　交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整 県は、住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、市町村毎の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど当該市町村に対し必要な支援を行う。 （略）	被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は１班２人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和２年３月 内閣府）等を基に調査を実施するものとする。 （略） ５　交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整 県は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、市町村毎の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど当該市町村に対し必要な支援を行う。 （略）	
267	第４　被災者台帳の作成等 （略） また、県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。 １　記載事項 被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。 （１）氏名 （２）生年月日 （３）性別 （略） (11) 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 （略） (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 （略）	第４　被災者台帳の作成等 （略） また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。 １　記載事項 被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。 （１）氏名 （２）出生の年月日 （３）男女の別 （略） (11) 台帳情報を当該町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先 （略） (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号 （略）	
	第５　災害弔慰金等の支給及び貸付制度 １　災害弔慰金等の支給 （略） （４）被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金を支給する制度である。 （略）	第５　災害弔慰金等の支給及び貸付制度 １　災害弔慰金等の支給 （略） （４）被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金を支給する制度である。 （略）	
269	２　災害援護資金・住宅資金等の貸付 （１）災害援護資金	２　災害援護資金・住宅資金等の貸付 （１）災害援護資金	

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

270	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第２号）により実施する貸付制度である。 （略） 第６　租税の徴収猶予、減免等 ３　その他町関係の減免及び徴収猶予等 （１）国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の猶予及び免除 御船町国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱(平成 30 年告示第 34 号)第４条、第５条の規定に基づくもの。(国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条の規定に基づくもの) （略） （３）上下水道料金の減免 上水道料金については、御船町水道事業条例（平成 29 年条例第 9 号）第 29 条に基づき、下水道料金については、御船町下水道条例(平成 14 年規則第 18 号)第 25 条に基づき、上下水道料金の軽減又は免除をその都度決定する。 （略）	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき御船町災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度である。 （略） 第６　租税の徴収猶予、減免等 ３　その他町関係の減免及び徴収猶予等 （１）国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の猶予及び免除 御船町国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 6 号)第 14 条第 1 項の規定に基づくもの。(国民健康保険法第 44 条の規定に基づくもの) （略） （３）水道料金の減免 水道料金については、御船町下水道条例(平成 14 年規則第 18 号)第 25 条に基づき、水道料金の軽減又は免除をその都度決定する。 （略）	
276	第６章　原子力災害対策計画 第１節　総則 第２　計画の目的 （略） ※玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）　方角：北西　直線距離：127ｋｍ 川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）方角：南南西　直線距離：114ｋｍ （注）方角と直線距離は御船町役場を起点 （略）	第６章　原子力災害対策計画 第１節　総則 第２　計画の目的 （略） ※玄海原子力発電所（佐賀県玄海町） 川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市） （新規） （略）	町議会意見の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

<table>
<tr><td>277

278</td><td>第２節　防災活動体制
第１　対策本部等の体制
（略）
なお、県、町及び関係機関の業務は、県地域防災計画「共通対策編」及び「地震・津波災害対策編」の計画における事務又は業務に加え、原子力災害対策に関して、特に別表 2 に規定する事務・業務とする。
（別表 1）
<table>
<tr><th>体制区分</th><th>設置基準</th><th>体制の内容</th></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき</td><td>気象に関する警報が発表された場合の警戒体制
（状況に応じて、体制の強化を行う。）</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部体制</td><td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき
②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき</td><td>一般災害に関する災害警戒本部体制
（状況に応じて、体制の強化を行う。）</td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制</td><td>本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき</td><td>一般災害に関する災害対策本部体制</td></tr>
</table>
（別表 2）
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>農業協同組合、
森林組合、
漁業協同組合等</td><td>1　農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力災害対策への協力</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）</td><td>第２節　防災活動体制
第１　対策本部等の体制
（略）
なお、県、市町村及び関係機関の業務は、県地域防災計画「一般災害対策編」及び「地震・津波災害対策編」の計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表 2 に規定する事務・業務とする。
（別表 1）
<table>
<tr><th>体制区分</th><th>設置基準</th><th>体制の内容</th></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき</td><td>気象に関する警報が発令された場合の警戒体制
（状況に応じて、体制の強化を行う。）</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部体制</td><td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき
②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき</td><td>一般災害に関する災害警戒本部体制
（状況に応じて、体制の強化を行う。）</td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制</td><td>本県内で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき</td><td>一般災害に関する災害対策本部体制</td></tr>
</table>
（別表 2）
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>農業協同組合、
森林組合、
漁業協同組合等</td><td>1　農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）</td><td>県地域防災計画の修正反映</td></tr>
<tr><td>280</td><td>第３節　災害予防計画
第５　健康相談及び医療体制の整備
県及び町は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。</td><td>第３節　災害予防計画
第５　健康相談及び医療体制の整備
県及び町は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。</td><td>県地域防災計画の修正反映</td></tr>
</table>

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

	県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤服用（配布）等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。 （略）	県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。 （略）	
281 282	第４節　災害応急対策計画 第１　組織体制の確立 （略） ３　災害対策本部体制 本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき。 （略） 第４　住民避難等の防護活動 （略） 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。 具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。	第４節　災害応急対策計画 第１　組織体制の確立 （略） ３　災害対策本部体制 本県内で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき。 （略） 第４　住民避難等の防護活動 （略） （新規）	国防災基本計画及び県地域防災計画の修正反映

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

23

資料編

資料２　災害危険区域等

資料２－４　重要水防箇所

資料２－４－２　重要水防箇所一覧（国土交通大臣管理区間）

（１）河川危険度評定基準

種別	重要水防箇所（Ａ） （水防上もっとも重要な区間）	重要水防箇所（Ｂ） （水防上重要な区間）	要注意区間
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	（略）	（略）	

（略）

24

（２）重要水防箇所一覧表（Ａ）堤防

番号	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長（m）	備考	水防工法
⑧	緑川	御船町 豊秋	右 岸	15.400 ～ 15.800	400	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。（越水 A）	土のう積・シート張
⑨	〃	御船町 豊秋	右 岸	15.800 ～ 15.850	50	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。（越水 A）（堤体漏水 B）	土のう積・シート張
⑩	〃	御船町 豊秋	右 岸	15.850 ～ 16.000	150	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。（越水 A）（堤体漏水 B）（基礎地盤漏水 B）	土のう積・シート張

資料編

資料２　災害危険区域等

資料２－４　重要水防箇所

資料２－４－２　重要水防箇所一覧（国土交通大臣管理区間）

（１）河川危険度評定基準

種別	重要水防箇所（Ａ） （水防上もっとも重要な区間）	重要水防箇所（Ｂ） （水防上重要な区間）	要注意区間
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	（略）	（略）	

（略）

（２）重要水防箇所一覧表（Ａ）堤防

番号	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長（m）	備考	水防工法
㉑	緑川	御船町 豊秋	右 岸	15.400 ～ 15.600	200	堤防高が低く溢水の恐れあり。（堤防高 A）	土のう積・シート張
㉒	〃	御船町 増見鶴	右 岸	15.600 ～ 15.800	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。（堤防高 A）（堤防断面 A）	土のう積・シート張
㉓	〃	御船町 増見鶴	右 岸	15.800 ～ 16.000	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。安全性の照査により、基礎地盤又は、堤体から漏水が発生する恐れのある箇所で所要の対策	土のう積・シート張

その他

（最新情報の反映）

【建設課】

㉘	御船川	御船町 方瀬	左 岸	0.600 ～ 1.000	400	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。（越水 A）	土のう積・シート張
		（削除）					

（３）重要水防箇所一覧表（Ｂ）堤防

番号	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
㉚	緑川	御船町 豊秋	右 岸	16.000 ～ 16.200	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。（堤体漏水 B）（基礎地盤漏水 B）	土のう積・シート張・くい
㉛	〃	御船町 豊秋 甲佐町 吉田	右 岸	16.200 ～ 16.400	200	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。（越水 B）（堤体漏水 B）	土のう積・シート張・くい
㉜	御船川	御船町 小坂	左 岸	2.600 ～ 3.400	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。（越水 B）	土のう積・くい シート張
㉝	〃	御船町 小坂	右 岸	3.400 ～ 3.600	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。（堤体漏水 B）（基礎地盤漏水 B）	土のう積・シート張・くい
㉞	〃	御船町 滝川 滝川	右 岸	3.600 ～ 4.500	900	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。（越水 B）（堤体漏水 B）（基礎地盤漏水 B）	土のう積・シート張・くい
㉟	〃	御船町 滝川	右 岸	4.150 ～ 4.200	50	基礎地盤漏水の恐れあり。（基礎地盤漏水 B）	土のう積･シート張

						が未施工の箇所。（堤防高 A）（堤防断面 A）（漏水 B）	
㊸	御船川	御船町 方瀬	左 岸	0.600 ～ 0.800	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。（堤防高 A）（堤防断面 A）	土のう積・シート張
㊹	〃	御船町 方瀬	左 岸	0.800 ～ 1.000	200	堤防高が低く溢水の恐れあり。（堤防高 A）	土のう積・シート張

（３）重要水防箇所一覧表（Ｂ）堤防

番号	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
		（新規）					
		（新規）					
㊶	御船川	御船町 陣	左 岸	2.600 ～ 3.400	800	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。（堤防高 B）	土のう積・シート張
㊷	〃	御船町 今城 滝川	右 岸	3.400 ～ 3.600	200	溢水崩壊、法くずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。安全性の照査により、基礎地盤又は、堤体から漏水が発生する恐れのある箇所で所要の対策が未施工の箇所。（漏水 B）（法くずれ・すべり B）	土のう積・くい シート張
㊸	〃	御船町 今城 下辺田見	右 岸	3.600 ～ 4.600	1,000	堤防高が低く、溢水崩壊、法くずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。安全性の照査により、基礎地盤又は、堤体から漏水が発生する恐れのある箇所で所要の対策が未施工の箇所。（堤防高 B）（漏水 B）（法くずれ・すべり B）	土のう積･シート張・くい
㊹	〃	御船町 牛ヶ瀬 下辺田見	左 岸	4.200 ～ 4.600	400	堤防高が低く、溢水崩壊、法くずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。安全性の照査により、基礎地盤又は、堤体から漏水が発生する恐れのある箇所で所要の対策が未施工の箇所。（堤防高 B）（漏水 B）（法くずれ・すべり	土のう積･シート張・くい

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

25

㉚	〃	御船町 滝川	左 岸	4.200 ～ 4.500	300	余裕高（流下能力）が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。（越水 B）（基礎地盤漏水 B）	土のう積･シート張
㉛	〃	御船町 滝川 辺田見	左 岸	4.500 ～ 6.600	2,100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。（越水 B）	土のう積･シート張
㉜	〃	御船町 滝川	右 岸	4.500 ～ 5.600	1,100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。（越水 B）	土のう積･シート張
㉝	〃	御船町 御船 辺田見	右 岸	5.800 ～ 6.600	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。（越水 B）	土のう積･シート張
		（削除）					

（略）

（６）重要水防箇所一覧表（重点区間）

番号	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
①	緑川	御船町 増見鶴	右 岸	15.600 ～ 16.000	400	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。（越水 A）（堤体漏水 B）（基礎地盤漏水 B）	土のう積・シート張・くい

						B）	
㉟	〃	御船町 滝川 辺田見	右 岸	4.600 ～ 5.600	1,000	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。（堤防高 B）	土のう積・シート張
㊱	〃	御船町 下辺田見	左 岸	4.600 ～ 6.400	1,800	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。（堤防高 B）	土のう積・シート張
㊲	〃	御船町 辺田見	右 岸	5.800 ～ 6.400	600	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。（堤防高 B）	土のう積・シート張
㊳	〃	御船町 下辺田見	左 岸	6.400 ～ 6.600	200	余裕高（流化能力）及び堤防断面と不足の為、溢水崩壊の恐れあり。（堤防高 B）（堤防断面 B）	土のう積・シート張
㊴	〃	御船町 辺田見	右 岸	6.400 ～ 6.600	200	余裕高（流化能力）及び堤防断面と不足の為、溢水崩壊の恐れあり。（堤防高 B）（堤防断面 B）	土のう積・シート張

（略）

（６）重要水防箇所一覧表（重点区間）

番号	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
②	緑川	御船町 増見鶴	右 岸	15.600 ～ 16.000	400	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。（堤防高 A）（堤防断面 A）（漏水 B）	土のう積・シート張

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

26	資料２－４－３　重要水防箇所位置図（国土交通大臣管理区間） 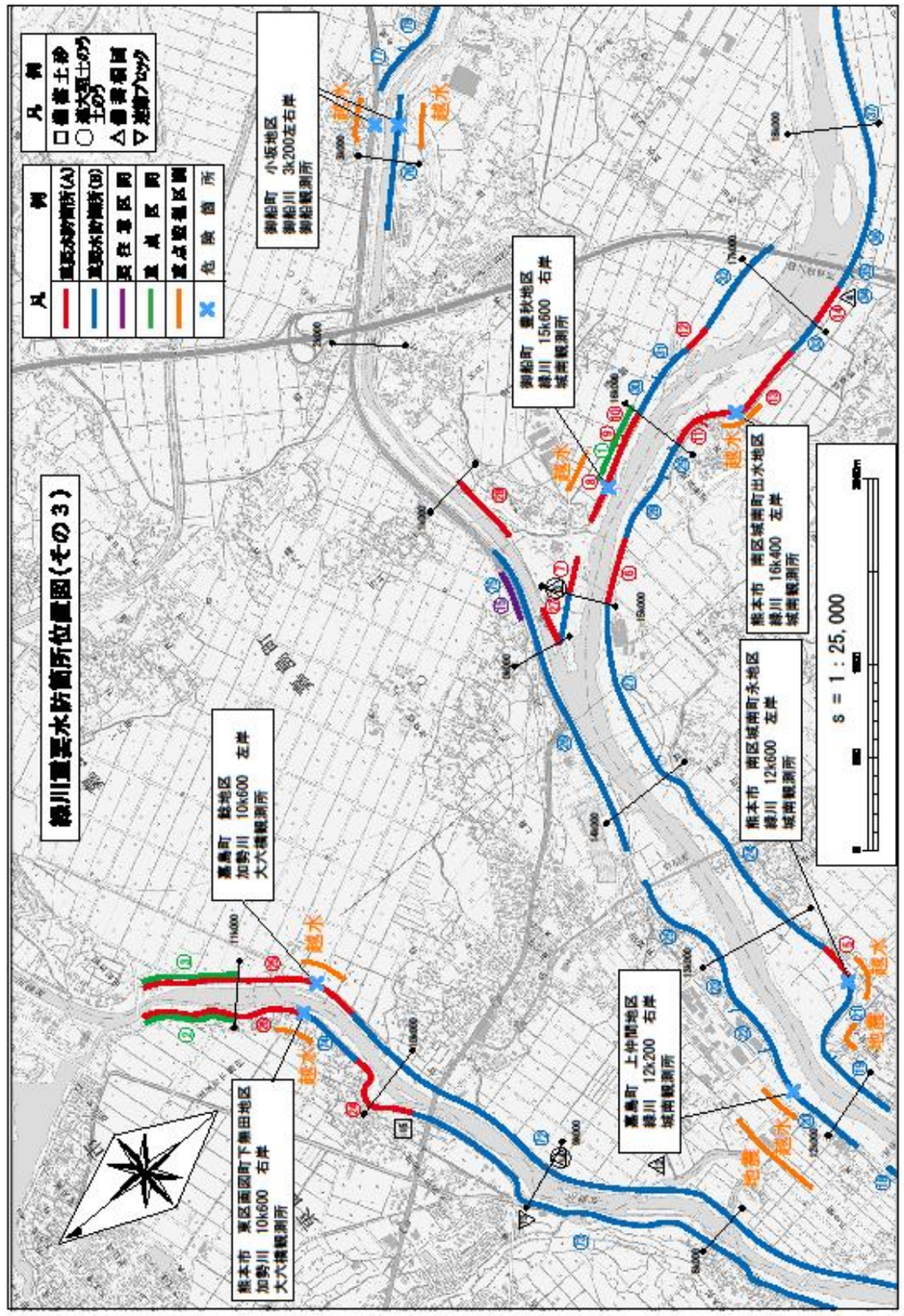 	資料２－４－３　重要水防箇所位置図（国土交通大臣管理区間） 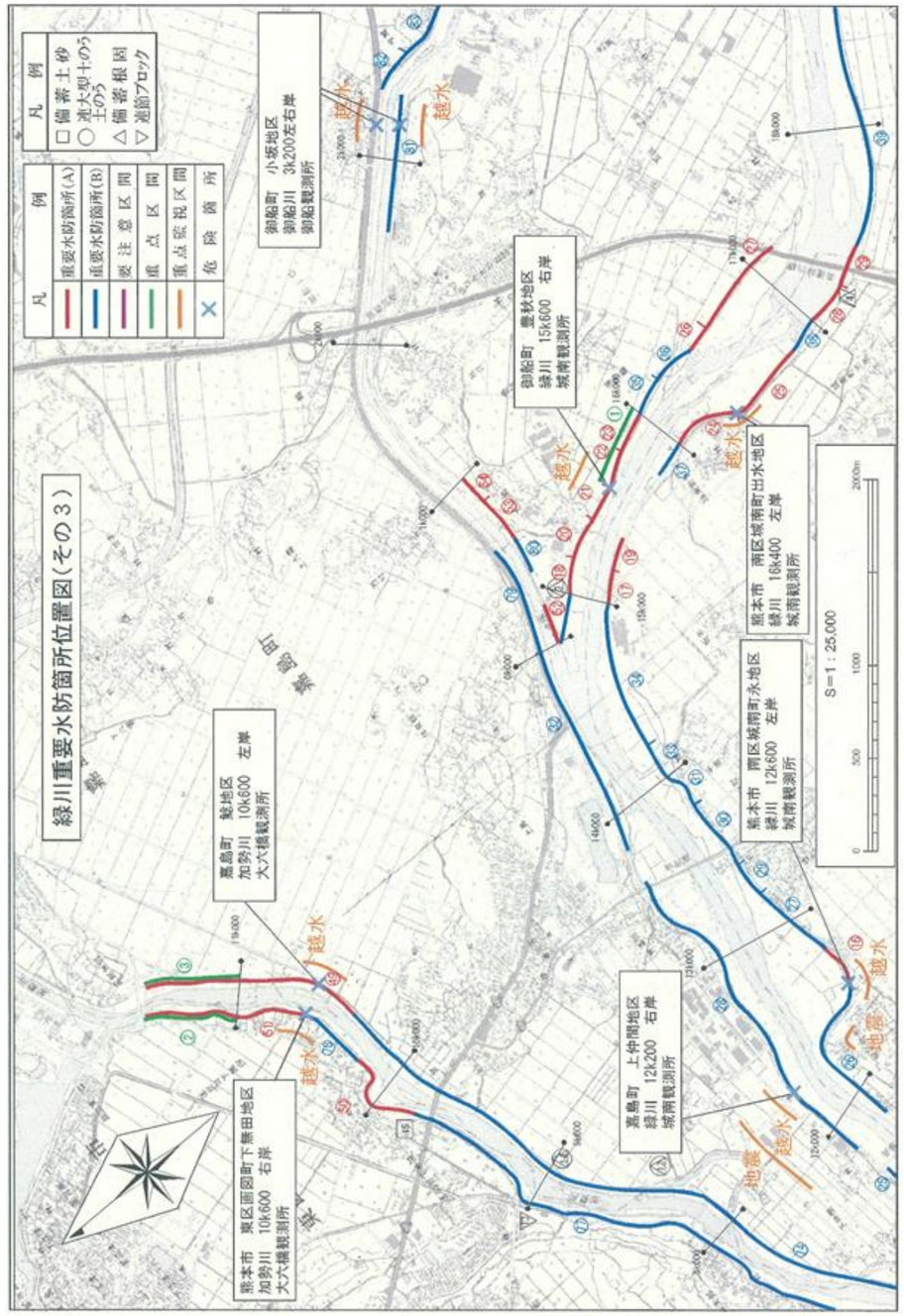 	

27

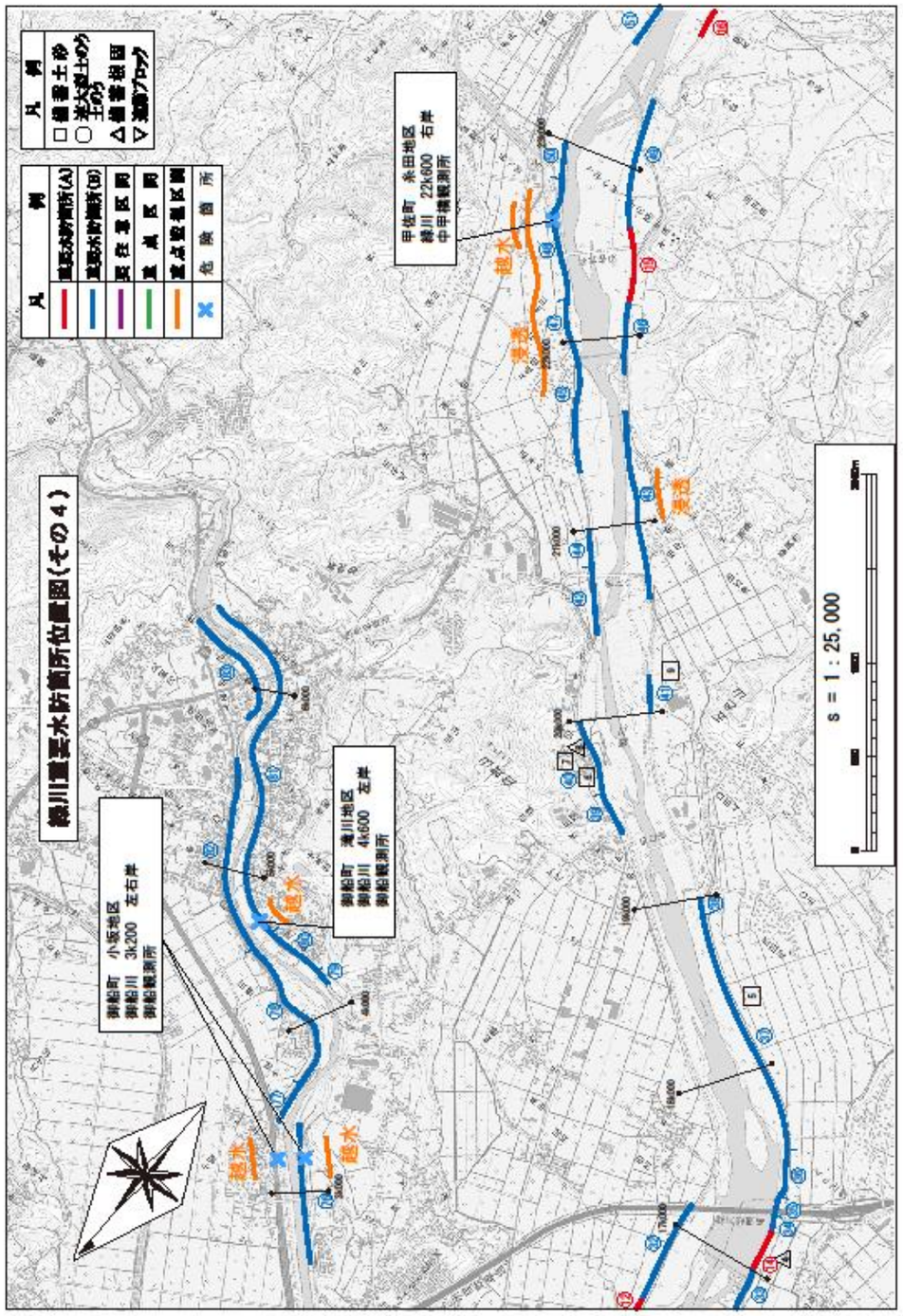
緑川重要水防箇所位置図（その４）
凡　例
重要水防箇所(A)
重要水防箇所(B)
要注意区間
重点区間
重点監視区間
危険箇所
凡　例
備蓄土砂
○ 近大型土のう
土のう
△備蓄樹林
▽連結ブロック
御船町　小坂地区
御船川　3k200　左右岸
御船観測所
御船町　滝川地区
御船川　4k600　左岸
御船観測所
甲佐町　糸田地区
緑川　22k600　右岸
中甲橋観測所
越水
浸透
S = 1 : 25,000

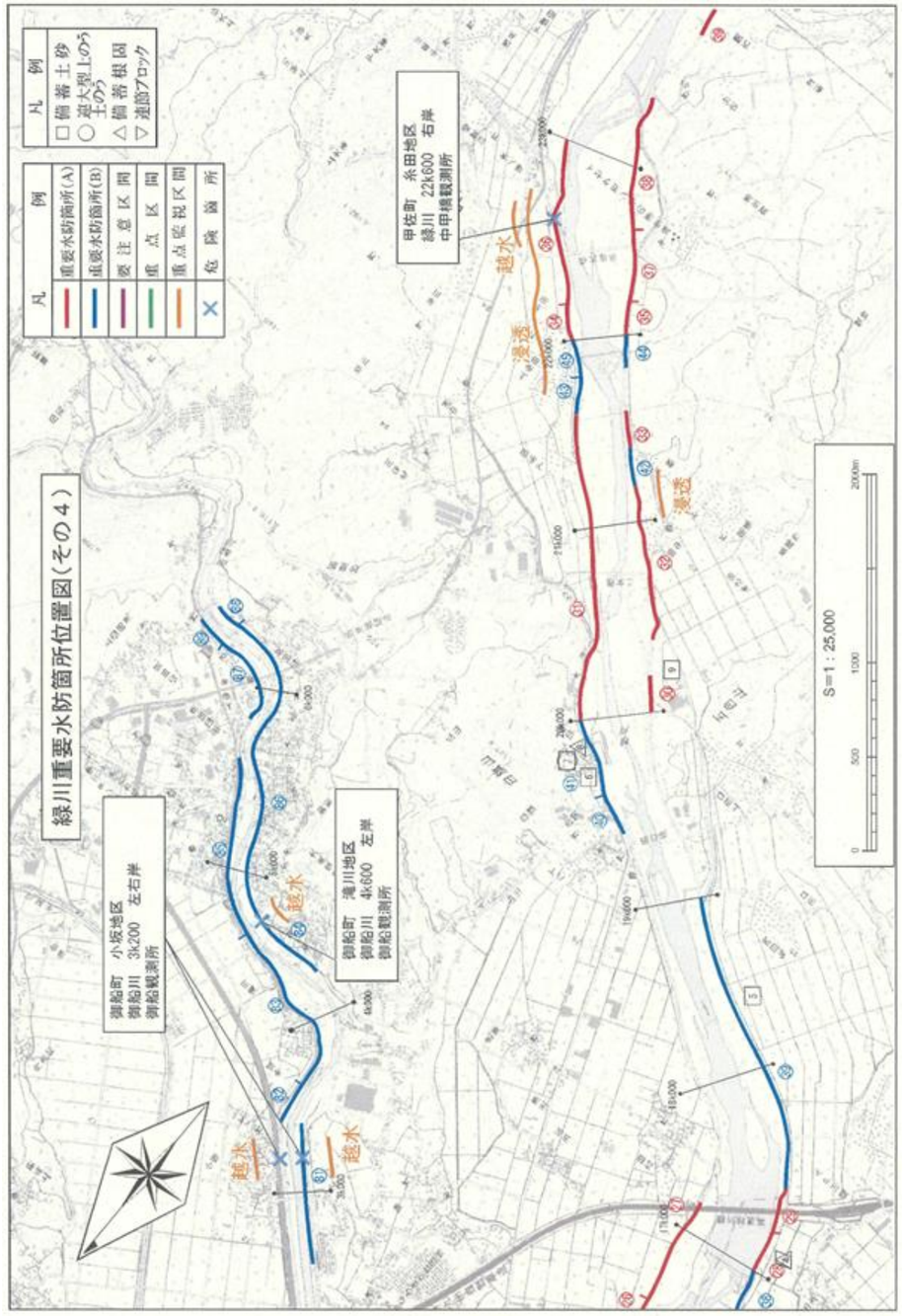
緑川重要水防箇所位置図（その４）
凡　例
重要水防箇所(A)
重要水防箇所(B)
要注意区間
重点区間
重点監視区間
危険箇所
凡　例
備蓄土砂
○ 近大型土のう
土のう
△備蓄樹林
▽連結ブロック
御船町　小坂地区
御船川　3k200　左右岸
御船観測所
御船町　滝川地区
御船川　4k600　左岸
御船観測所
甲佐町　糸田地区
緑川　22k600　右岸
中甲橋観測所
越水
浸透
S=1：25,000

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

34

資料２　災害危険区域等

資料２－８　要配慮者利用施設一覧

③　医療施設

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	榊田泌尿器科外科医院	御船903	282-6363	
2	たかぞえ内科循環器内科クリニック	御船948	282-0070	
3	かんべ歯科クリニック	御船937-2	282-0036	
4	古閑整形外科胃腸科医院	上野1536	284-2010	
5	希望ヶ丘病院	豊秋1540	282-1045	
6	泰泉堂牟田内科医院	御船935	282-0216	
7	藤岡医院	御船1061	282-0405	
8	江藤歯科医院	御船1028-1	282-6001	
9	山内歯科クリニック	木倉22-4	282-7322	
10	入江歯科医院	辺田見366-1	282-3188	
11	小糸整形外科	木倉1182	282-0050	
12	みふね眼科医院	辺田見410-1	282-3711	
13	大久保耳鼻咽喉科医院	辺田見410-1	282-3900	
14	若葉歯科医院	辺田見444-8	282-2265	
15	田上皮ふ科クリニック	辺田見34-1	281-1112	
16	うえだFAMILY歯科	木倉1369-2	281-1182	
17	おおた歯科クリニック	辺田見201-1	202-5860	

④幼稚園・保育園

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	町立若葉保育園	木倉1416	282-0438	
2	町立上野保育園	上野1519-2	284-2601	
3	御船昭和保育園	御船779	282-0174	
4	ぎんなん幼愛園	陣1234	282-0017	
5	滝尾たんぽぽ園	滝尾6257-9	282-7699	
6	認定こども園みどりの里	木倉1700-1	282-0010	
7	無認可保育所小さな森のこども園	滝川45	282-2252	
8	滝尾幼稚園	滝尾6257-9	282-0937	
9	社会福祉法人　南苑会　高木保育園	高木4361-1	282-2305	

資料２　災害危険区域等

資料２－８　要配慮者利用施設一覧

④　医療施設

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	榊田泌尿器科外科医院	御船903	282-6363	
2	たかぞえ内科循環器内科クリニック	御船948	282-0070	
3	神戸歯科診療所	御船937-2	282-0036	
4	古閑整形外科胃腸科医院	上野1536	284-2010	
5	希望ヶ丘病院	豊秋1540	282-1045	
6	泰泉堂牟田医院	御船935	282-0216	
7	藤岡医院	御船1061	282-0405	
8	江藤歯科医院	御船1028-1	282-6001	
9	山内歯科クリニック	木倉22-4	282-7322	
10	入江歯科医院	辺田見366-1	282-3188	
11	小糸整形外科	木倉1182	282-0050	
12	みふね眼科医院	辺田見410-1	282-3711	
13	大久保耳鼻咽喉科医院	辺田見410-1	282-3900	
14	若葉歯科医院	辺田見444-8	282-2265	
15	田上皮ふ科クリニック	辺田見34-1	281-1112	
16	うえだFAMILY歯科	木倉1369-2	281-1182	
17	おおた歯科クリニック	辺田見201-1	202-5860	

⑤　幼稚園・保育園

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	町立若葉保育園	木倉1416	282-0438	
2	町立上野保育園	上野1541-1	284-2601	
3	御船昭和保育園	御船779	282-0174	
4	ぎんなん幼愛園	陣1234	282-0017	
5	滝尾たんぽぽ園	滝尾6257-9	282-7699	
6	認定こども園みどりの里	木倉1700-1	282-0010	
7	無認可保育所小さな森のこども園	滝川45	282-2252	
8	滝尾幼稚園	滝尾6257-9	282-0937	
9	社会福祉法人　南苑会　高木保育園	高木4361-1	282-2305	

その他修正
（字句修正）
【総務課、こども未来課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

35

資料２－９　災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

①　御船川・緑川(国管理区間)　浸水想定区域内　要配慮者利用施設　(29 施設)

番号	施設種類	施設名	所在地	電話番号	備考
1	障がい者福祉施設	アシストプランニング	木倉168-1	281-1012	就労
2	障がい者福祉施設	就労特化型支援団トリニティ	辺田見361-4	282-6035	就労・障がい児
3	障がい者福祉施設	放課後等デイサービス　エルサ木倉教室	木倉1131-4	200-7875	障がい児・通所
4	障がい者福祉施設	多機能型支援センターでこぼこ	御船993-11	282-0008	通所
5	介護福祉施設	御船清流園	御船1062-1	282-1616	
	（削除）				
6	介護福祉施設	デイサービスセンター城山	滝川46	282-2325	
	（削除）				
7	介護福祉施設	デイサービス柊	御船820	281-0766	
8	介護福祉施設	日々輝	辺田見181-1	282-0003	
9	介護福祉施設	ふるさと	御船820	282-2781	
10	介護福祉施設	シエスタ御船	滝川46	282-7007	
11	医療施設	榊田泌尿器科外科医院	御船903	282-6363	
12	医療施設	たかぞえ内科循環器内科クリニック	御船948	282-0070	
13	医療施設	かんべ歯科クリニック	御船937-2	282-0036	
14	医療施設	泰泉堂牟田内科医院	御船935	282-0216	
15	医療施設	藤岡医院	御船1061	282-0405	
16	医療施設	江藤歯科医院	御船1028-1	282-6001	
17	医療施設	山内歯科クリニック	木倉22-4	282-7322	
18	医療施設	入江歯科医院	辺田見366-1	282-3188	
19	医療施設	小糸整形外科	木倉1182	282-0050	
20	医療施設	みふね眼科医院	辺田見410-1	282-3711	
21	医療施設	大久保耳鼻咽喉科医院	辺田見410-1	282-3900	
22	医療施設	若葉歯科医院	辺田見444-8	282-2265	
23	医療施設	田上皮ふ科クリニック	辺田見34-1	281-1112	
24	医療施設	おおた歯科クリニック	辺田見201-1	202-5860	
25	幼稚園・保育園	御船昭和保育園	御船779	282-0174	
26	幼稚園・保育園	無認可保育所小さな森のこども園	滝川45	282-2252	
27	学校	町立御船小学校	滝川3	282-0044	
28	学校	町立御船中学校	辺田見55	282-0002	
29	学校	県立御船高等学校	木倉1253	282-0056	

②　矢形川(県管理区間)　浸水想定区域内　要配慮者利用施設　（３施設）

番号	施設種類	施設名	所在地	電話番号	備考
1	障がい者福祉施設	アシストプランニング	木倉168-1	281-1012	就労
2	障がい者福祉施設	放課後等デイサービス　エルサ木倉教室	木倉1131-4	200-7875	障がい児・通所
3	医療施設	小糸整形外科	木倉1182	282-0050	

③　土砂災害(指定済)区域内　要配慮者利用施設　（５施設）

番号	施設種類	施設名	所在地	電話番号	備考
1	障がい者福祉施設	第二明星学園田代西部福祉センター	田代1842-4	281-9111	入所
2	障がい者福祉施設	みふねデコボコ会	高木4494-46	282-4180	障がい児・通所
3	障がい者福祉施設	多機能型支援センターでこぼこ	御船993-11	282-0008	通所
4	学校	町立滝尾小学校	滝尾934-1	282-0703	
5	学校	町立御船小学校	滝川3	282-0044	

資料２－９　災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

①　御船川・緑川(国管理区間)　浸水想定区域内　要配慮者利用施設　(29 施設)

番号	施設種類	施設名	所在地	電話番号	備考
1	障がい者福祉施設	アシストプランニング	木倉168-1	281-1012	就労
2	障がい者福祉施設	就労特化型支援団トリニティ	辺田見361-4	282-6035	就労・障害児
	（新規）				
	（新規）				
3	介護福祉施設	御船清流園	御船1062-1	282-1616	
4	介護福祉施設	ゆうしん御船ケアセンター	滝川46	282-3391	
5	介護福祉施設	デイサービスセンター城山	滝川46	282-2325	
6	介護福祉施設	セントケア御船	滝川1190-1	281-7075	
7	介護福祉施設	デイサービス柊	御船820	281-0766	
8	介護福祉施設	日々輝	辺田見181-1	282-0003	
9	介護福祉施設	ふるさと	御船820	282-2781	
10	介護福祉施設	シエスタ御船	滝川46	282-7007	
11	医療施設	榊田泌尿器科外科医院	御船903	282-6363	
12	医療施設	たかぞえ内科循環器内科クリニック	御船948	282-0070	
13	医療施設	神戸歯科診療所	御船937-2	282-0036	
14	医療施設	泰泉堂牟田医院	御船935	282-0216	
15	医療施設	藤岡医院	御船1061	282-0405	
16	医療施設	江藤歯科医院	御船1028-1	282-6001	
17	医療施設	山内歯科クリニック	木倉22-4	282-7322	
18	医療施設	入江歯科医院	辺田見366-1	282-3188	
19	医療施設	小糸整形外科	木倉1182	282-0050	
20	医療施設	みふね眼科医院	辺田見410-1	282-3711	
21	医療施設	大久保耳鼻咽喉科医院	辺田見410-1	282-3900	
22	医療施設	若葉歯科医院	辺田見444-8	282-2265	
23	医療施設	田上皮ふ科クリニック	辺田見34-1	281-1112	
24	医療施設	おおた歯科クリニック	辺田見201-1	202-5860	
25	幼稚園・保育園	御船昭和保育園	御船779	282-0174	
26	幼稚園・保育園	無認可保育所小さな森のこども園	滝川45	282-2252	
27	学校	町立御船小学校	滝川3	282-0044	
28	学校	町立御船中学校	辺田見55	282-0002	
29	学校	県立御船高等学校	木倉1253	282-0056	

②　矢形川(県管理区間)　浸水想定区域内　要配慮者利用施設　（２施設）

	施設種類	施設名	所在地	電話番号	備考
1	障がい者福祉施設	アシストプランニング	木倉168-1	281-1012	就労
	（新規）				
2	医療施設	小糸整形外科	木倉1182	282-0050	

③土砂災害(指定済)区域内　要配慮者利用施設　（４施設）

	施設種類	施設名	所在地	電話番号	備考
1	障がい者福祉施設	第二明星学園田代西部福祉センター	田代1842-4	281-9111	入所
2	障がい者福祉施設	みふねデコボコ会	高木4494-46	282-4180	障害児・通所
	（新規）				
3	学校	町立滝尾小学校	滝尾934-1	282-0703	
4	学校	町立御船小学校	滝川3	282-0044	

その他
（最新情報の反映）
【福祉課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

51	資料３－２　移動系無線の配置箇所 移動系無線の配置箇所（基地局１台、移動局 58 台） （２）移動局 （略） 【消防団分団】１分団７台、２分団３台、４分団５台、５分団５台、６分団５台、 ７分団６台、８分団６台、９分団６台　　合計 43 台 （略）	資料３－２　移動系無線の配置箇所 移動系無線の配置箇所（基地局１台、移動局 50 台） （２）移動局 （略） 【消防団分団】１分団６台、２分団２台、４分団４台、５分団４台、６分団４台、 ７分団５台、８分団５台、９分団５台　　合計 35 台 （略）	その他修正 （時点修正） 【総務課】
	資料３－３　消防団の組織 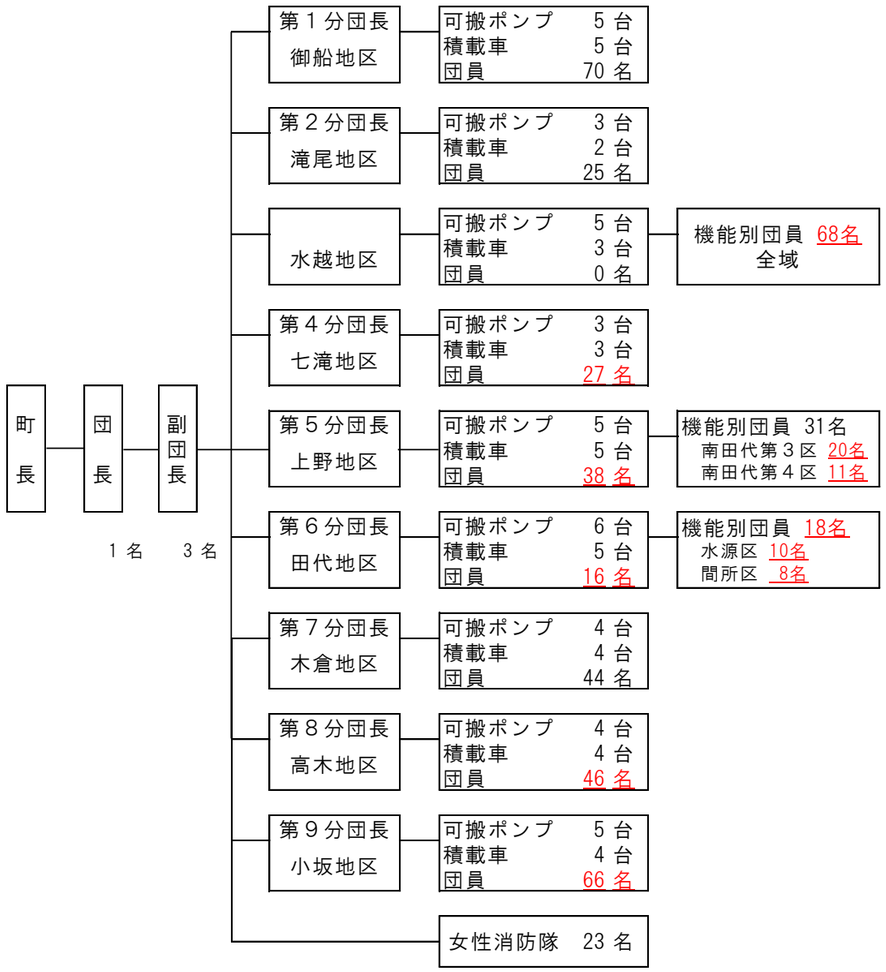 （１）　分団数　８分団 （２）　団員数　正副団長４名、分団長８名、副分団長８名、班長27名、団員312名、合計359名 （３）　機能別　水越地区68名、上野地区31名、田代地区18名、合計117名 （４）　積載車　36台 （５）　可搬動力ポンプ　40台	資料３－３　消防団の組織 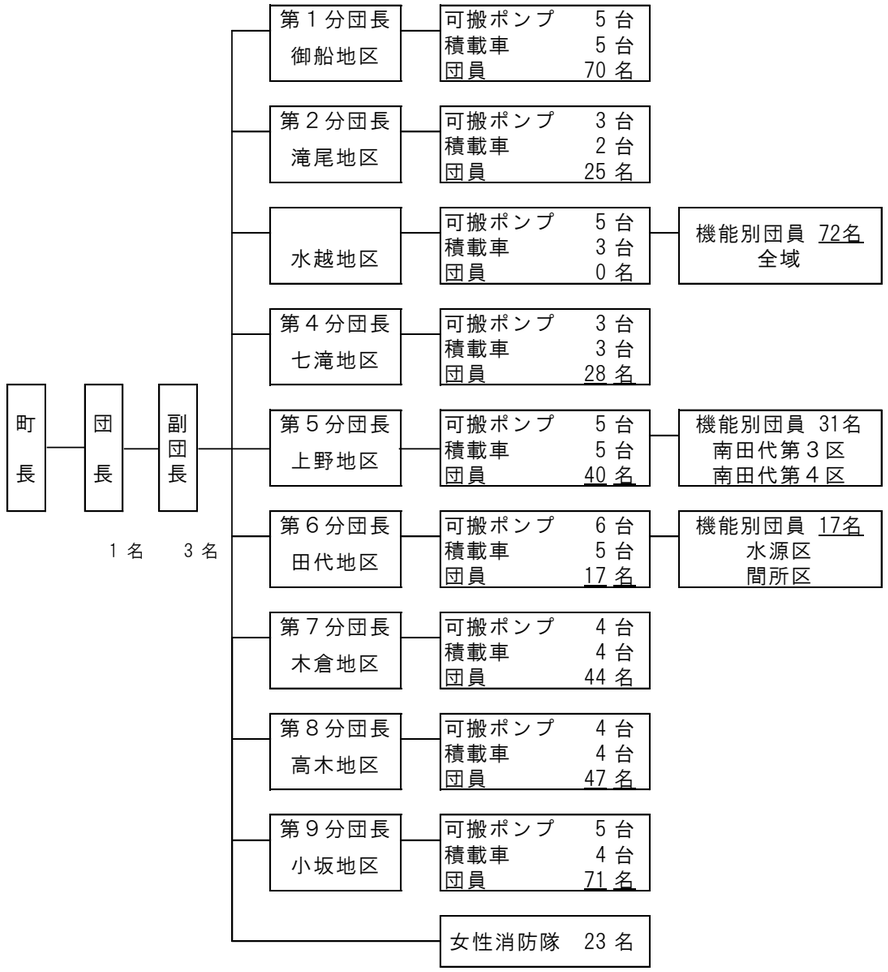 （１）　分団数　８分団 （２）　団員数　正副団長４名、分団長８名、副分団長８名、班長27名、団員324名、合計371名 （３）　機能別　水越地区72名、上野地区31名、田代地区17名、合計120名 （４）　積載車　36台 （５）　可搬動力ポンプ　40台	その他修正 （時点修正） 【総務課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

52

資料３－４　指定緊急避難場所一覧

① 指定緊急避難場所・指定避難所

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別（※） 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
御船	1	スポーツセンター		木倉1176-1	1609	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	2	カルチャーセンター（福祉避難所兼）		木倉1168	747	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	3	御船小学校	校舎	滝川3	864	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		327	○	○	○	●	
	4	御船中学校	校舎	辺田見55	1066	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		538	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	5	御船町商工会		御船923	70	×	○	○		
	6	御船分館		御船851-7-2	75	×	○	×		
	7	御船昭和保育園		御船779	208	△	○	○		洪水の場合2階以上
	8	(有)ホンダ介護サービスセンター		御船820	70	×	○	○	●	状況により使用不可
	9	町民憩いの家		御船726	74	×	○	○	●	状況により使用不可
	10	上益城消防署		辺田見169	700	○	○	○	●	
	11	ふれあい広場		辺田見100	―	×	○	○		
	12	(仮称)今城防災公園		滝川	―	×	○	○		
滝尾	13	滝尾小学校	校舎	滝尾934-1	411	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		99	×	×	△	●	状況により使用不可
	14	滝尾分館		滝尾1025-1	31	△	×	×		状況により使用不可
	15	滝尾幼稚園		滝尾6257-9	48	○	○	○		
	16	熊本県農業研究センター茶業研究所		滝尾5450	53	○	○	○	●	
水越	17	水越社会教育センター（旧水越小学校）	校舎	水越2449	432	○	○	○	●	
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	18	水越分館		水越4152-3	31	○	○	×		
七滝	19	七滝社会教育センター（旧七滝小学校）	（削除）	七滝2555-2	―	―	―	―	―	
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	20	七滝分館		七滝2602-4	31	○	○	×	●	
上野	21	七滝中央小学校	校舎	上野1500	448	○	○	○	●	
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
	22	上野保育園		上野1519-2	100	○	○	○		
	23	上野分館		上野2226	95	○	○	○	●	
	24	南田代公民館		上野	18	○	○	×		

資料３－４　指定緊急避難場所一覧

① 指定緊急避難場所

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
御船	1	スポーツセンター		木倉1176-1	1609	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	2	カルチャーセンター（福祉避難所兼）		木倉1168	747	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	3	御船小学校	校舎	滝川3	864	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		327	○	○	○	●	
	4	御船中学校	校舎	辺田見55	1066	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		538	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	5	御船町商工会		御船923	70	×	○	○		
	6	御船分館		御船851-7-2	75	×	○	×		
	7	御船昭和保育園		御船779	208	△	○	○		洪水の場合2階以上
	8	(有)ホンダ介護サービスセンター		御船820	70	×	○	○	●	状況により使用不可
	9	町民憩いの家		御船726	74	×	○	○	●	状況により使用不可
	10	上益城消防署		辺田見169	700	○	○	○	●	
	11	ふれあい広場		辺田見	―	×	○	○		
		（新規）								
滝尾	12	滝尾小学校	校舎	滝尾934-1	411	△	△	△	●	2階以上
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		99	×	×	△	●	状況により使用不可
	13	滝尾分館		滝尾1025-1	31	△	×	×		状況により使用不可
	14	滝尾幼稚園		滝尾6257-9	48	○	○	○		
		（新規）								
水越	15	水越社会教育センター（旧水越小学校）	校舎	水越2449	432	○	○	○	●	
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	16	水越分館		水越4152-3	31	○	○	×		
七滝	17	七滝社会教育センター（旧七滝小学校）	校舎	七滝2555-2	355	○	○	×	●	
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	18	七滝分館		七滝2602-4	31	○	○	×		
上野	19	七滝中央小学校	校舎	上野1500	448	○	○	○	●	
			運動場		―	－	－	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
	20	上野保育園		上野1541-1	100	○	○	○		
	21	上野分館		上野2226	95	○	○	○	●	
	22	南田代公民館		上野	18	○	○	×		

その他修正
（時点修正）
【総務課、社会教育課】

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

53

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別（※） 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
田代東部	25	田代東部社会教育センター（旧田代東部小学校）	（削除）	田代4984	―	―	―	―	―	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		150	○	○	○	●	
	26	緑の村（管理棟）		田代8405-24	100	○	○	○	●	
	27	田代東部分館		上野5191-3	35	○	○	○	●	
田代西部	28	第二明星学園田代西部福祉センター（旧田代西部小学校）	校舎	田代1842-4		○	×	×	●	
			運動場			-	-	○		
			体育館		280	○	×	×	●	
	29	北田代分館		田代1032-3	35	○	○	○	●	
木倉	30	木倉小学校	校舎	木倉954	370	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		102	○	○	○	●	
	31	御船高等学校	校舎	木倉1253	1400	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		510	○	○	○	●	
	32	木倉分館		木倉812-1	29	○	○	×		
	33	若葉保育園		木倉1416	150	○	○	○		
高木	34	高木小学校	校舎	高木1633	453	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
小坂	35	小坂小学校	校舎	小坂2193-2	589	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		300	○	○	○	●	
	36	小坂分館		陣2016-2	36	○	○	×		
	37	陣多目的集会所		陣1966-3	37	○	○	×		
	38	ぎんなん幼愛園		陣1234	128	○	○	×		

この一覧に示している施設は、すべて指定緊急避難場所（予定を含む）に指定
（※）○:使用可、×:使用不可、△:条件付き使用可

地区	番号	施設名称		住所	収容人数（1人当たり3㎡）	災害種別 洪水	土砂災害	地震	指定避難所	備考
田代東部	23	田代東部社会教育センター（旧田代東部小学校）	校舎	田代4984	294	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		150	○	○	○	●	
	24	緑の村（管理棟）		田代8405-24	100	○	○	○	●	
	25	田代東部分館		上野5191-3	35	○	○	○		
田代西部	26	第二明星学園田代西部福祉センター（旧田代西部小学校）	校舎	田代1842-4		○	×	×	●	
			運動場			-	-	○		
			体育館		280	○	×	×	●	
	27	北田代分館		田代1032-3	35	○	○	○		
木倉	28	木倉小学校	校舎	木倉954	370	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		102	○	○	○	●	
	29	御船高等学校	校舎	木倉1253	1400	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		510	○	○	○	●	
	30	木倉分館		木倉812-1	29	○	○	×		
	31	若葉保育園		木倉1416	150	○	○	○		
高木	32	高木小学校	校舎	高木1633	453	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
小坂	33	小坂小学校	校舎	小坂2193-2	589	○	○	○	●	
			運動場		―	-	-	○		
			体育館		300	○	○	○	●	
	34	小坂分館		陣2016-2	36	○	○	×		
	35	陣多目的集会所		陣1966-3	37	○	○	×		
	36	ぎんなん幼愛園		陣1234	128	○	○	×		

この一覧に示している施設は、すべて指定緊急避難場所に指定
（ ○:使用可、×:使用不可、△:条件付き使用可）

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

56

資料３－６　町内の医療機関の状況

番号	名称	所在地	医師数	病室	ベッド数	電話
1	榊田外科医院	３丁目	1	10		282-6363
2	たかぞえ内科循環器内科クリニック	６丁目	1	8		282-0070
3	かんべ歯科クリニック	６丁目	2			282-0036
4	古閑整形外科胃腸科医院	茶屋本	1	12		284-2010
5	希望ヶ丘病院	万ヶ瀬	4	59	177	282-1045
6	泰泉堂牟田内科医院	６丁目	2			282-0216
7	藤岡医院	６丁目	2	12	19	282-0405
8	江藤歯科医院	６丁目	1			282-6001
9	山内歯科クリニック	西往還	1			282-7322
10	入江歯科医院	中辺田見	2			282-3188
11	小糸整形外科	西往還	1	8	19	282-0050
12	みふね眼科医院	中辺田見	2			282-3711
13	大久保耳鼻咽喉科医院	中辺田見	1			282-3900
14	若葉歯科医院	中辺田見	1			282-2265
15	田上皮ふ科クリニック	６丁目	1			281-1112
16	うえだFAMILY歯科	南木倉	1			281-1182
17	おおた歯科クリニック	中辺田見	2			202-5860

資料３－６　町内の医療機関の状況

番号	名称	所在地	医師数	病室	ベッド数	電話
1	榊田外科医院	３丁目	1	10		282-6363
2	たかぞえ内科循環器内科クリニック	６丁目	1	8		282-0070
3	神戸歯科診療所	６丁目	2			282-0036
4	古閑整形外科胃腸科医院	茶屋本	1	12		284-2010
5	希望ヶ丘病院	万ヶ瀬	4	59	177	282-1045
6	泰泉堂牟田医院	６丁目	2			282-0216
7	藤岡医院	６丁目	2	12	19	282-0405
8	江藤歯科医院	６丁目	1			282-6001
9	山内歯科クリニック	西往還	1			282-7322
10	入江歯科医院	中辺田見	2			282-3188
11	小糸整形外科	西往還	1	8	19	282-0050
12	みふね眼科医院	中辺田見	2			282-3711
13	大久保耳鼻咽喉科医院	中辺田見	1			282-3900
14	若葉歯科医院	中辺田見	1			282-2265
15	田上皮ふ科クリニック	６丁目	1			281-1112
16	うえだFAMILY歯科	南木倉	1			281-1182
17	おおた歯科クリニック	中辺田見	2			202-5860

その他修正
（字句修正）
【総務課】

町議会意見の修正反映

備蓄品整備計画

※備蓄数量基礎数値（人口の１割とする。）（令和4年4月1日時点人口16,984人）
※備蓄数量（16,984人×0.1＝1,698≒2,000人）
※備蓄日数３日９食
※備蓄品保存年限　　５年以上

令和４年４月１日現在

＜飲料水＞

備蓄品目（食料品）	備蓄数量（現在）	備蓄数量（目標）	R2	R3	R4	R5	R6	備　考
飲料水（500mℓ）【単位：本】	5,252	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	2,000人×3ℓ/日×3日＝18,000ℓ以上
飲料水（2ℓ）【単位：本】	480	4,000	800	800	800	800	800	
小計	5,732	29,000	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	

＜食料＞

備蓄品目	備蓄数量（現在）	備蓄数量（目標）	R2	R3	R4	R5	R6	備　考
大型乾パン「60食/箱」【単位：食】	840	2,000	400	400	400	400	400	
ビスケット「60食/箱」【単位：食】	1,060	2,000	400	400	400	400	400	
アルファー米「50食/箱」【単位：食】	0	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
アルファー米（味付き）「単品」【単位：食】	0	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
保存用ようかん「100食/箱」【単位：食】	0	2,000	400	400	400	400	400	
ぱんの缶詰「24食/箱」【単位：食】	0	2,000	400	400	400	400	400	
乾燥スープ「50食/箱」【単位：食】	0	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
小計	1,900	23,000	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	

＜日用品＞

備蓄品目		備蓄数量（現在）	備蓄数量（目標）	R2	R3	R4	R5	R6	備　考
毛布【単位：枚】		340	2,000	400	400	400	400	400	2,000人×1枚
レスキューシート（防寒用）【単位：枚】		100	500	100	100	100	100	100	（2,000人×1枚）×3/12月
避難所用マット（0.91m×20m）【単位：枚】		977	2,000	400	400	400	400	400	2,000人×1枚
紙オムツ【単位：枚】	大人用Ｌ	180	3,000	600	600	600	600	600	パンツタイプ
	大人用Ｍ	200	3,000	600	600	600	600	600	パンツタイプ
	大人用Ｓ	0	3,000	600	600	600	600	600	パンツタイプ
	子ども用Ｌ	440	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	パンツタイプ
	子ども用Ｍ	580	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	テープタイプ
	子ども用Ｓ	620	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	テープタイプ
生理用品【単位：枚】		1,400	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	

＜感染症対策＞

備蓄品目	備蓄数量（現在）	備蓄数量（目標）	R2	R3	R4	R5	R6	備　考
感染症用マスク（長期用）【単位：枚】	46,000	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	2枚×人口
パーティション【単位：枚】	10	500						（指定避難所＋２）×20
非接触型体温計【単位：台】	30	55						指定避難所＋公共施設
防護服【単位：着】	590	75						（指定避難所＋２）×3
防護メガネ【単位：個】	198	75						（指定避難所＋２）×3
消毒液【単位：ℓ】	120	75						（指定避難所＋２）×3

※指定避難所　　23箇所
※備蓄センター　　１箇所
※備蓄倉庫　　15箇所

備蓄資機材（資機材）	備蓄数量（現在）	備蓄数量（目標）	備　考
発電機	5	25	指定避難所＋２
灯光器	10	25	指定避難所＋２
ラジオ	0	50	（指定避難所＋２）×２
ヘルメット	100	500	（指定避難所＋２）×20
懐中電灯	40	50	（指定避難所＋２）×２
仮設トイレ	20	25	指定避難所＋２
リヤカー	2	25	指定避難所＋２
救急箱	0	25	指定避難所＋２
ハンドマイク（拡声器）	10	25	指定避難所＋２
鍋	20	25	指定避難所＋２
釜	0	25	指定避難所＋２
ロープ	0	25	指定避難所＋２
無線機（トランシーバー）	0	100	消防団50＋役場50
簡易テント	0	25	指定避難所＋２
簡易テント（新型コロナウイルス対策用）	200	25	指定避難所＋２
軍手	0	2,500	（指定避難所＋２）×100
卓上コンロ	20	25	指定避難所＋２
ブルーシート	142	500	土砂災害危険個所　476個所
土のう袋	0	20,000	旧校区10地域×2,000枚
バケツ	20	25	指定避難所＋２
チェーンソー	0	10	旧校区10地域
救助資機材セット	0	25	指定避難所＋２

備蓄品整備計画

※備蓄数量基礎数値（人口の１割とする。）(平成２９年５月時点人口16,913人)
※備蓄数量（16,913人×0.1＝1,691≒2,000人）
※備蓄日数３日９食
※備蓄品保存年限　　５年以上

（新規）

＜飲料水＞

備蓄品目（食料品）	（新規）	備蓄数量	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	備　　考
飲料水（500mℓ）【単位：本】	（新規）	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	2,000人×3ℓ/日×3日＝18,000ℓ以上
飲料水（2ℓ）【単位：本】	（新規）	4,000	800	800	800	800	800	
小計	（新規）	29,000	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	

＜食料＞

備蓄品目	（新規）	備蓄数量	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	備　　考
大型乾パン「60食/箱」【単位：食】	（新規）	2,000	400	400	400	400	400	
ビスケット「60食/箱」【単位：食】	（新規）	2,000	400	400	400	400	400	
アルファー米「50食/箱」【単位：食】	（新規）	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
アルファー米（味付き）「単品」【単位：食】	（新規）	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
保存用ようかん「100食/箱」【単位：食】	（新規）	2,000	400	400	400	400	400	
ぱんの缶詰「24食/箱」【単位：食】	（新規）	2,000	400	400	400	400	400	
乾燥スープ「50食/箱」【単位：食】	（新規）	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
小計	（新規）	23,000	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	

＜日用品＞

備蓄品目		（新規）	備蓄数量	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	備　　考
毛布【単位：枚】		（新規）	2,000	400	400	400	400	400	2,000人×1枚
レスキューシート（防寒用）【単位：枚】		（新規）	500	100	100	100	100	100	（2,000人×1枚）×3/12月
避難所用マット（0.91m×20m）【単位：枚】		（新規）	2,000	400	400	400	400	400	2,000人×1枚
紙オムツ【単位：枚】	大人用Ｌ	（新規）	3,000	600	600	600	600	600	パンツタイプ
	大人用Ｍ	（新規）	3,000	600	600	600	600	600	パンツタイプ
	大人用Ｓ	（新規）	3,000	600	600	600	600	600	パンツタイプ
	子ども用Ｌ	（新規）	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	パンツタイプ
	子ども用Ｍ	（新規）	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	テープタイプ
	子ども用Ｓ	（新規）	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	テープタイプ
生理用品【単位：枚】		（新規）	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	

＜感染症対策＞

備蓄品目	（新規）	備蓄数量	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	備　　考
感染症用マスク（長期用）【単位：枚】	（新規）	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	2枚×人口
パーティション【単位：枚】	（新規）	400						（指定避難所＋２）×20
非接触型体温計【単位：台】	（新規）	50						指定避難所＋公共施設
防護服【単位：着】	（新規）	60						（指定避難所＋２）×3
防護メガネ【単位：個】	（新規）	60						（指定避難所＋２）×3
消毒液【単位：ℓ】	（新規）	60						（指定避難所＋２）×3

※指定避難所　　18個所
※備蓄センター　１個所
※備蓄倉庫　　10個所

備蓄資機材（資機材）	（新規）	備蓄数量	備　　考
発電機	（新規）	20	指定避難所＋２
灯光器	（新規）	20	指定避難所＋２
ラジオ	（新規）	40	（指定避難所＋２）×２
ヘルメット	（新規）	400	（指定避難所＋２）×20
懐中電灯	（新規）	40	（指定避難所＋２）×２
仮設トイレ	（新規）	20	指定避難所＋２
リヤカー	（新規）	20	指定避難所＋２
救急箱	（新規）	20	指定避難所＋２
ハンドマイク（拡声器）	（新規）	20	指定避難所＋２
鍋	（新規）	20	指定避難所＋２
釜	（新規）	20	指定避難所＋２
ロープ	（新規）	20	指定避難所＋２
無線機（トランシーバー）	（新規）	100	消防団50＋役場50
簡易テント	（新規）	20	指定避難所＋２
簡易テント（新型コロナウイルス対策用）	（新規）	20	指定避難所＋２
軍手	（新規）	2,000	（指定避難所＋２）×100
卓上コンロ	（新規）	20	指定避難所＋２
ブルーシート	（新規）	500	土砂災害危険個所　476個所
土のう袋	（新規）	20,000	旧校区10地域×2,000枚
バケツ	（新規）	20	指定避難所＋２
チェーンソー	（新規）	10	旧校区10地域
救助資機材セット	（新規）	20	指定避難所＋２

その他
（最新情報の反映）
【総務課】

（令和４年４月１日現在）

資料３-11　災害協定先一覧

番号	協定年月日	名称	相手方	備考
1	平成13年3月28日	熊本県防災消防ヘリコプター応援協定	熊本県	
2	平成14年4月1日	町村災害時相互応援に関する協定	嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	
3	平成15年7月23日	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定		熊本県市長会と熊本県町村会による協定
4	平成23年1月14日	御船町の災害時における応急活動に関する協定	日本道路株式会社	
5	平成23年2月14日	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定	社団法人 熊本県産業資源循環協会	
6	平成23年7月19日	御船町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	
7	平成23年11月8日	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	
8	平成23年12月1日	大規模災害時の支援活動に関する協定	御船町管工事協同組合	
9	平成25年5月16日	大規模災害発生時における施設使用に関する相互協定	御船警察署	
10	平成27年1月26日	災害時における医療・介護支援及び車両提供、搬送支援の協力に関する協定	（株）麻生交通、 （有）ゆうしん	
11	平成27年3月25日	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定	公益社団法人 熊本県トラック協会	
12	平成28年3月25日	災害時における物資の保管及び輸送等に関する協定	（株）ＡＺＵＭＡ	
13	平成28年3月28日	災害発生時における御船町と御船町関係郵便局の協力に関する協定	御船郵便局、七滝郵便局、御船上野郵便局、熊本東郵便局	
14	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　恵寿会	
15	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　伸生紀	
16	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	有限会社ホンダ介護サービスセンター	
17	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	医療法人　社団　藤岡会	
18	平成28年4月27日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　綾友会	
19	平成28年5月19日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　リデルライトホーム	
20	平成30年4月20日	災害時相互応援に関する協定	愛知県瀬戸市	
21	平成30年9月3日	災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定	熊本県立 御船高等学校	
22	平成30年10月15日	災害時相互応援に関する協定	宮城県七ヶ浜町	
23	令和2年7月1日	災害時における情報伝達に関する協定書	有限会社　御船新聞販売センター	
24	令和2年8月19日	災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社熊本東配電事業所	
25	令和2年12月24日	災害時における応急対策に関する協定書	嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、上益城農業協同組合	
26	令和3年3月30日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　御陽会	
27	令和3年5月31日	大規模災害時の支援活動に関する協定	池田工建　株式会社	
28	令和3年5月31日	大規模災害時の支援活動に関する協定	株式会社　東生企業	
29	令和3年5月31日	大規模災害時の支援活動に関する協定	株式会社　吉本組	
30	令和3年5月31日	大規模災害時の支援活動に関する協定	有限会社　井本土木建設	
31	令和3年7月1日	熊本県農業研究センター茶業研究所の避難所使用に関する基本協定書	熊本県	
32	令和3年7月1日	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	
33	令和3年11月19日	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	御船町社会福祉協議会	
34	令和3年11月24日	災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン株式会社	

59

令和４年度　御船町地域防災計画修正新旧対照表（案）

資料３-11　災害協定先一覧

（令和３年５月１日現在）

番号	協定年月日	名称	相手方	備考
1	平成13年3月28日	熊本県防災消防ヘリコプター応援協定	熊本県	
2	平成14年4月1日	町村災害時相互応援に関する協定	嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	
3	平成15年7月23日	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定		熊本県市長会と熊本県町村会による協定
4	平成23年1月14日	御船町の災害時における応急活動に関する協定	日本道路株式会社	
5	平成23年2月14日	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定	社団法人 熊本県産業資源循環協会	
6	平成23年7月19日	御船町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	
7	平成23年11月8日	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	
8	平成23年12月1日	大規模災害時の支援活動に関する協定	御船町管工事協同組合	
9	平成25年5月16日	大規模災害発生時における施設使用に関する相互協定	御船警察署	
10	平成27年1月26日	災害時における医療・介護支援及び車両提供、搬送支援の協力に関する協定	（株）麻生交通、 （有）ゆうしん	
11	平成27年3月25日	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定	公益社団法人 熊本県トラック協会	
12	平成28年3月25日	災害時における物資の保管及び輸送等に関する協定	（株）ＡＺＵＭＡ	
13	平成28年3月28日	災害発生時における御船町と御船町関係郵便局の協力に関する協定	御船郵便局、七滝郵便局、御船上野郵便局、熊本東郵便局	
14	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　恵寿会	
15	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　伸生紀	
16	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	有限会社ホンダ介護サービスセンター	
17	平成28年4月1日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	医療法人　社団　藤岡会	
18	平成28年4月27日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　綾友会	
19	平成28年5月19日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　リデルライトホーム	
20	平成30年4月20日	災害時相互応援に関する協定	愛知県瀬戸市	
21	平成30年9月3日	災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定	熊本県立 御船高等学校	
22	平成30年10月15日	災害時相互応援に関する協定	宮城県七ヶ浜町	
	（新規）			
	（新規）			
23	令和3年3月30日	災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定書	社会福祉法人　御陽会	
	（新規）			
	（新規）			
	（新規）			
	（新規）			
	（新規）			
	（新規）			
	（新規）			